

## 第5章 行動計画

### 1 次世代育成に対する基本的な考え方

#### (1) 基本理念

子どもは社会の宝です。そして、次代を担う無限の可能性をもつ大切な存在です。また、子どもの明るい笑顔は、すべての人々に喜びと安らぎを与え、未来への希望の象徴でもあります。

四日市市では、平成13年度に策定した「少子化ビジョン」に基づき、子どもの健やかな育ちと子育て家庭への支援を行うことにより、子育て世代が安心して暮らせるまちづくり「子どもと子育てにやさしいまち四日市」を目指して施策を進めてきました。

本計画においても、この基本理念を基に、次世代育成のための行動計画を推進します。

#### 『子どもと子育てにやさしいまち四日市』

#### (2) 基本的な視点

##### ① 子どもの人権を尊重する視点

子どもの人権を守り、子どもの利益となるよう、「子どもの権利条約」の精神を踏まえ、子どもの幸せを第一に考え、子どもの視点に立って一人ひとりの人権を大切にする取り組みを進めます。

##### ② 男女共同参画推進の視点

子どもを安心して産み育てることができ、子育てと仕事の両立が可能となる環境づくり（ワークライフバランスの実現）のため、未だに解消されない男女の役割分担意識を変え、「男女共同参画社会基本法」の理念に基づき、男女が互いに尊重しあい共同して子育てできる社会づくりを進めます。

##### ③ 社会全体で子育てを支援する視点

核家族化の進行や地域の関わりの希薄化等により、子育て家庭の孤立化が危惧される中、家庭、学校、幼稚園、保育園、地域社会、企業、行政などあらゆる社会の構成メンバーが、それぞれの役割を果たしながら互いに連携・協働し、子育て家庭を支援していきます。

### (3) 基本目的

この行動計画は、次代を担う子どもと子育て家庭に対し、子どもが生まれ成長する過程を総合的に支援するためのものであり、後期計画では、前期計画（平成 17 年度～平成 21 年度）に引き続き取り組みを進めます。

計画では、行政経営戦略プランに合わせ、まちづくり、安全・安心、人権・協働、就労・雇用、保健・医療、自立支援、教育環境・児童福祉、文化・スポーツの 8 つ基本目的と 14 の行動目標を定め、計画を推進します。

基本目的 1 楽しい子育てを支援する環境の整ったまち

基本目的 2 安全で安心して生活できるまち

基本目的 3 子どもも大人も、みんな一人ひとりが光るまち

基本目的 4 子育てしながら働きやすいまち

基本目的 5 まわりの愛情に生まれ、親子が健やかに生活できるまち

基本目的 6 すべての家庭が自立することを応援するまち

基本目的 7 新しい時代をたくましく切り拓いていく子どもを地域全体で育てるまち

基本目的 8 子どもが、豊かな心と健やかな体で、様々な体験をできるまち

---

## 2 「次世代育成支援後期行動計画」の構成

### (1) 計画の体系

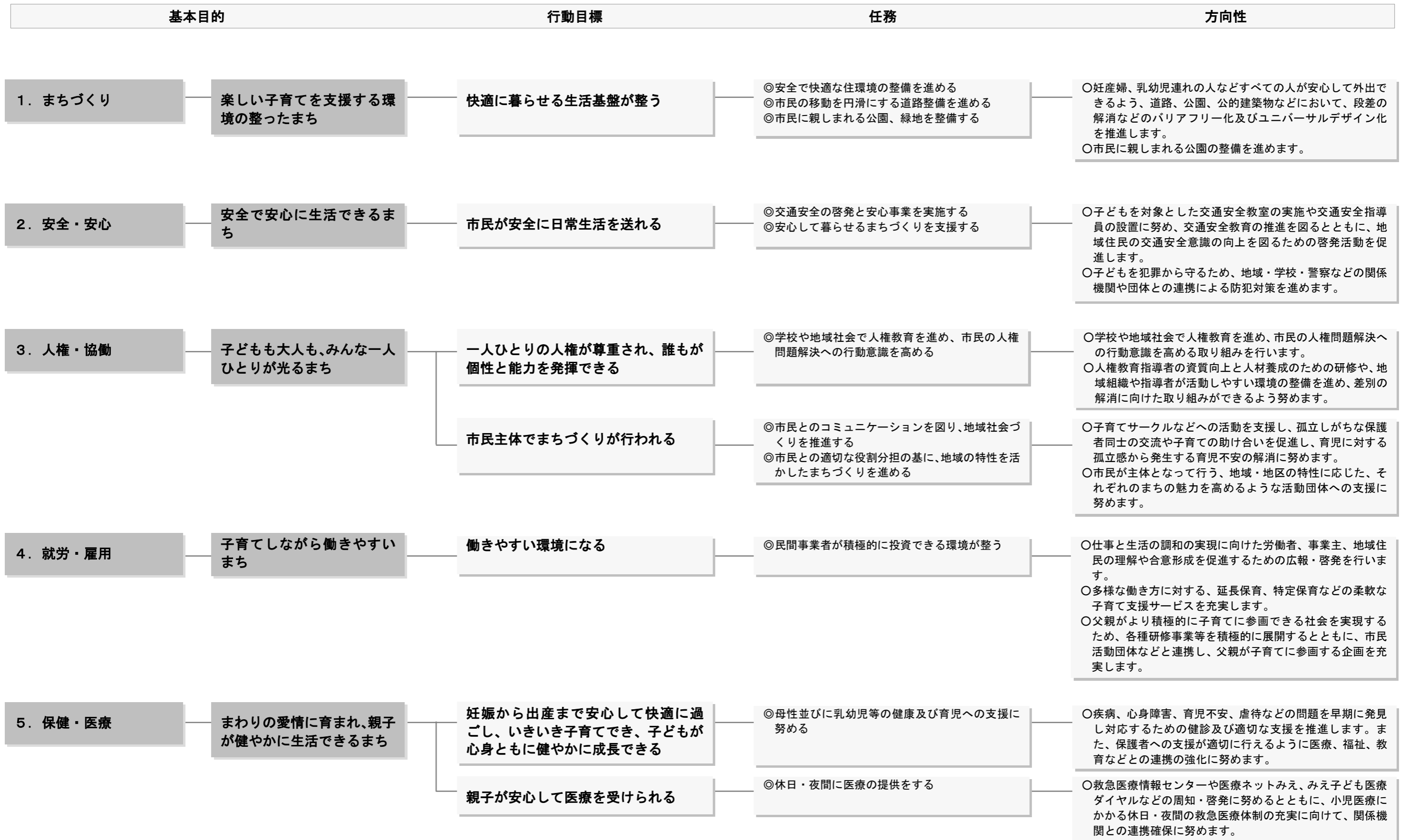
この計画は、次世代育成支援に関する取り組みを推進するための行動計画ですが、本市では、施策の総合的な推進を図るための実施計画として、「行政経営戦略プラン」を定めています。この「行政経営戦略プラン」は、市が行うべき施策のうち重点的に取り組むべきものについて、具体的な数値目標を掲げたもので、業務棚卸表を基に策定されています。業務棚卸表は、組織（課・室）ごとに作成し、取り組む事業のすべてについて、その組織の目的と目的を達成するための手段を体系的に記述したもので、「何のために」「何を」「どこまでやる」のかを具体的に示したものです。そして施策を確実に推進するための指標として、具体的な数値目標を掲げています。

この計画では、国が示した「行動計画策定指針」を踏まえて、前期計画と同様に「行政経営戦略プラン」と連動しながら本市がとるべき次世代育成支援の視点について、具体的な実施計画となるよう構成しました。

また、この行動計画が 2 期 10 年間の計画という性格であることから、「基本目的」「行動目標」については、基本的には前期計画を踏襲しました。

なお、総合計画（平成 23 年度～32 年度）の体系（P. 35）は、5 つの基本目標で構成されておりますが、その 5 つの基本目標と後期計画の施策の方向性の関連は、P. 36 の図のようにまとめることができます。

# 「子どもにやさしいまち四日市（次世代育成支援後期行動計画）」の体系



基本目的	行動目標	任務	方向性
6. 自立支援	すべての家庭が自立することを応援するまち	<p>地域で福祉活動が活発に展開される</p> <p>市民が自立した生活を送れる</p> <p>障害のある人の自立と社会参加を促進する</p>	<p>◎市社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の団体の活動を支援し、地域住民や関係者の積極的な参加や相互協力のもとに地域福祉を充実させる</p> <p>◎福祉対象者に各種手当給付、福祉医療助成の事業を行うことにより、経済的基盤を安定させる ◎母子家庭及び寡婦が安定した生活を確保する</p> <p>◎障害のある人の自立と社会参加を促進する ◎障害のある児童の療育、保護者の相談・援助を行う</p> <p>○「地域子育てネット0～6会議」や「子育てネット0～6訪問」事業を継続して、引き続き子育て家庭を地域で支援します。 ○「第2次四日市地域福祉計画」に基づき、「福祉教育大学」を開催する市社会福祉協議会と連携して、地域の福祉の担い手の育成を支援します。</p> <p>○各種手当の給付、医療助成など経済的基盤の安定に向けた支援や、各種助成を行い、子育て家庭の経済的な負担の軽減に努めていきます。 ○ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図るために、ひとり親家庭に対する各種支援策の推進を図り、自立促進のための経済的支援や就労支援、相談事業の充実に取り組んでいきます。</p> <p>○障害の早期発見と早期療育に努め、豊かな発達と自立を支援するための場を充実します。 ○障害のある子どもを持つ家庭に対し、必要な経済的支援と相談事業を充実します。 ○障害のある子どもたちとその保護者に対する支援機能の充実・強化に向けて、知的障害児通園施設について、卒園児を含めた訓練機能の充実も視野に入れ、既存公共施設の活用など、効率的・効果的な整備を検討します。</p>
7. 教育環境・児童福祉	新しい時代をたくましく切り拓いていく子どもを地域全体で育てるまち	<p>児童・生徒が社会人となるための基礎が培われる</p> <p>子どもが心身ともに健やかに育つ</p>	<p>◎人材の確保・活用、備品の整備・管理などを通して教育環境の向上を図るとともに、子どもたちの健やかな成長と安全の確保に努める ◎各学校・園の教育課程の編成・実施、学習指導、生徒指導等の教育活動の指導・助言を行う</p> <p>◎子どもが健やかに育つ環境を整える ◎母性並びに乳幼児等の健康及び育児への支援に努める ◎家庭や地域の教育力を高め、家族や地域住民が青少年の自主性及び社会性等を育てる社会になる</p> <p>○学校・家庭・地域との連携の充実により、学校や地域の実状に応じた学校づくりに努めます。 ○「確かな学力」の向上と「健やかな心と体」の育成を図るため、中学校区で一貫性のある系統的な指導方法の工夫に取り組んでいきます。 ○障害のある子どもの自立や社会参加に向けて、教育相談や特別支援教育の充実を図ります ○いじめ、少年非行などの問題行動や不登校に対応するために相談体制の充実を図ります。 ○外国人の子どもへの教育支援体制の充実を図ります。</p> <p>○すべての子育てをしている家庭への支援を行う観点から、子どもを持つ保護者が暮らしている地域において、子育てに対する不安や負担を軽減し安心して子育てできるための支援を行います。 ○就労状況やライフスタイルに応じた多様な保育サービス体制を充実します。 ○家庭や地域の教育力を高め、家庭や地域住民との協働のもと青少年の自主性や社会性を育てる環境づくりを推進します。 ○子どもの虐待防止とDV防止を目的としたネットワーク会議の一体的運用に取り組みます。</p>
8. 文化・スポーツ	子どもが、豊かな心と健やかな体で、様々な体験ができるまち	<p>市民の芸術・文化活動が高まる</p> <p>市民が生涯を通じて学習、スポーツ活動に取り組める</p>	<p>◎市民が芸術・文化活動を行えるようにする ◎郷土の歴史や自然に対する知識や理解を深め、郷土を大切にする心や科学する心を育み、よりよいまちづくりや未来を考える場を提供する</p> <p>◎市民が体力や年齢、目的に応じてスポーツに親しむことができるようにする ◎子どもが本に親しみ、心を育む環境を整える</p> <p>○様々な体験を通じて、豊かな心を育むよう、芸術・文化活動に触れ合える機会を提供できるよう努めます。</p> <p>○誰もが地域でスポーツに親しむことができるよう場や機会を充実します。 ○子どもが豊かな心を育むことができるよう、読書をはじめとする学習環境の充実を図ります。</p>

# (2)四日市市総合計画(平成23年度～32年度)体系図

目指すべき都市像	基本目標を達成するにあたっての5つの視点	実現に向けての基本目標	基本的政策	重点的な施策
<b>みんなが誇りを持てるまち四日市</b> 「安心」 「元気・魅力」 「絆」	1 共に生きる社会の実現	1 都市と環境が調和するまち	1. 既存市街地や既存集落の有効活用 2. 農地・森林の保全 3. 多様な主体の連携による環境都市への展開	1. コンパクトシティに向けた取り組み 2. 旧市街地の有効活用 3. 臨海部空間の有効活用 4. 農地や里山を支える集落の維持 5. 暮らしを支える公共空間の再整備 6. 北勢バイパスの整備に伴う土地利用転換のあり方 7. 旧鈴鹿山麓リサーチパークの有効活用 1. 優良農地の保全・集約化 2. 森林の保全 3. 自然を生かした公園の整備 1. 低炭素社会の実現に向けた取り組み 2. 循環型社会の実現に向けた取り組み 3. 自然共生社会の実現に向けた取り組み 4. 快適生活環境社会の実現に向けた取り組み 5. 公害体験を活かした環境学習の充実
	2 地域主権の確立	2 いきいきと働ける集いと交流のあるまち	1. 臨海部コンビナート地区の持続的活用と産業の振興 2. 四日市の魅力の再発見と滞在・体験型観光 3. 自律的な暮らしを支える買い物拠点の再生と地産地消 4. 生涯を通じた社会参加が可能な環境整備	1. 臨海部コンビナート地区の操業環境、産業基盤整備による事業所の存続 2. 産業の高度化による競争力強化 3. 新規産業の誘致と継続的な雇用の維持・創出 1. 物産による魅力の発信 2. 観光による魅力の発信 3. 情報発信の強化 1. 買い物拠点の再生 2. 農業生産における地産地消の推進 3. 買い物拠点のバリアフリー化 1. 継ぎ目のない活躍の場づくり 2. 活躍人材づくり 3. マッチング機能の強化 4. 生涯現役で働きがいのある環境づくり
	3 高度情報化社会への対応	3 誰もが自由に移動しやすいまち	1. 市民の暮らしを支える公共交通機関の利用促進 2. 地域を支える道路空間づくり 3. 産業と市民生活を支える港づくり 4. 市民と行政とで築く安全なまちづくり	1. 市民・地元関係者(企業)、交通事業者との連携による公共交通網の整備 2. まちづくりと連携した公共交通網の利便性向上 3. 高齢者や障害者のための新たな交通手段の導入 1. 自転車や公共交通機関と連携した誰もが移動しやすい道路空間整備 2. 市民生活や産業活動を支える道路空間整備 1. 港湾機能の強化 2. まちづくりと一体となった港づくり 1. 地域防災力の強化 2. 一般住宅の耐震化 3. 公共施設の有効活用 4. 消防力の強化・消防救急体制の充実 5. 総合治水対策の推進
	4 都市経営の視点	4 市民が健康で自分らしく暮らせるまち	1. 安心して子どもを産み、育てられる社会の実現 2. 地域で安心して生活できる環境づくり 3. 子どもから高齢者まで元気で暮らせる健康づくり 4. 自分らしく暮らせるまちづくり	1. 保育サービスの充実 2. 学童保育サービスの向上 3. 子育てを支援する社会環境の整備 4. 相談体制の充実 1. 地域福祉をサポートする機能の充実 2. 地域医療体制の整備 3. 地域福祉を担う人たちの活動支援 1. 生涯を通じた健康づくりの促進 2. 食を通じた健康づくりの促進 3. 心の健康づくり支援体制の充実 1. 人権教育・啓発推進プログラムに基づく取り組み 2. 就労・教育環境の整備 3. バリアフリーに向けたきめ細かい対応 4. 虐待・暴力の防止に向けた取り組み
	5 健全な行財政運営と行財政改革	5 心豊かな「よっかいち人」を育むまち	1. 自ら学ぶ力と豊かな心を持ち、たくましく生きるこどもの育成 2. 四日市ならではの文化の情報発信と活動の場づくり 3. スポーツを通じた元気なまちづくりの推進 4. コミュニティの維持・充実と生涯学習の推進	1. 段差のない保幼小中の一貫教育の推進 2. 途切れのない指導・支援 3. 四日市版コミュニティスクールの推進 4. 新たな教育課題に対応するための実践的研究 5. 教育環境の確保・充実 1. 四日市ならではの文化の情報発信の戦略づくり 2. 文化活動の場づくり 3. 若者と地域の交流の場「若者文化ステーション」の展開 1. 市内外に情報発信できるような、スポーツイベントの実施及び誘致 2. 地域ニーズにあったスポーツの振興 3. 効率的・効果的な施設整備 1. 自治会の維持・拡充と市民活動団体の育成 2. 多文化共生のまちづくり 3. 地区市民センターの充実と生涯学習機会の充実 4. 市民ニーズに合わせた図書館づくり

### (3)総合計画と後期計画の関連図

実現に向けての基本目標	基本的政策	重点的な施策	次世代育成支援後期行動計画の体系(施策の方向性)
	<b>1 都市と環境が調和するまち</b> 2. 農地・森林の保全	1. 優良農地の保全・集約化 2. 森林の保全 3. 自然を生かした公園の整備	注)「基1～8」は、それぞれ「基本目標1～8」を示します。 基1●市民に親しまれる公園の整備を進めます。
	<b>3 誰もが自由に移動しやすい安全に暮らせるまち</b> 4. 市民と行政とで楽しく安全なまちづくり	1. 地域防災力の強化 2. 一般住宅の耐震化 3. 公共施設の有効活用 4. 消防力の強化・消防救急体制の充実 5. 総合治水対策の推進	基2●子どもを対象とした交通安全教室の実施や交通安全指導員の設置に努め、交通安全教育の推進を図るとともに、地域住民の交通安全意識の向上を図るための啓発活動を推進します。 基2●子どもを犯罪から守るため、地域・学校・警察などの関係機関や団体との連携による防犯対策を進めます。 基5●救急医療情報センターや医療ネットみえ、みえ子ども医療ダイヤルなどの周知・啓発に努めるとともに、小児医療にかかる休日・夜間の救急医療体制の充実に向けて、関係機関との連携確保に努めます。
市民が支えあい健康で自分らしく暮らせるまち	<b>4 安心して子どもを産み、育てられる社会の実現</b> 1. 安心して子どもを産み、育てられる社会の実現	1. 保育サービスの充実 2. 学童保育サービスの向上 3. 子育てを支援する社会環境の整備 4. 相談体制の充実	基4●多様な働き方に対する、延長保育、特定保育などの柔軟な子育て支援サービスを充実します。 基7●すべての子育てをしている家庭への支援を行う観点から、子どもを持つ保護者が暮らしている地域において、子育てに対する不安や負担を軽減し安心して子育てができるための支援を行います。 基7●就労状況やライフスタイルに応じた多様な保育サービス体制を充実します。 基4●仕事と生活の調和の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を促進するための広報・啓発を行います。 基6●各種手当の給付、医療助成など経済的基盤の安定に向けた支援や、各種助成を行い、子育て家庭の経済的な負担の軽減に努めていきます。 基7●就労状況やライフスタイルに応じた多様な保育サービス体制を充実します。 基4●父親がより積極的に子育てに参画できる社会を実現するため、各種研修事業等を積極的に展開するとともに、市民活動団体などと連携し、父親が子育てに参画する企画を充実します。 基3●子育てサークルなどへの活動を支援し、孤立しがちな保護者同士の交流や子育ての助け合いを促進し、育児に対する孤立感から発生する育児不安の解消に努めます。 基5●疾病、心身障害、育児不安、虐待などの問題を早期に発見し対応するための健診及び適切な支援を推進します。また、保護者への支援が適切に行えるように医療、福祉、教育などとの連携の強化に努めます。 基6●ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図るために、ひとり親家庭に対する各種支援策の推進を図り、自立促進のための経済的支援や就労支援、相談事業の充実に取り組んでいきます。 基6●障害の早期発見と早期療育に努め、豊かな発達と自立を支援するための場を充実します。 基6●障害のある子どもを持つ家庭に対し、必要な経済的支援と相談事業を充実します。 基6●障害のある子どもたちとその保護者に対する支援機能の充実・強化に向けて、知的障害児通園施設について、卒園児を含めた訓練機能の充実も視野に入れ、既存公共施設の活用など、効率的・効果的な整備を検討します。 基7●すべての子育てをしている家庭への支援を行う観点から、子どもを持つ保護者が暮らしている地域において、子育てに対する不安や負担を軽減し安心して子育てができるための支援を行います。
	2. 地域で安心して生活できる環境づくり	1. 地域福祉をサポートする機能の充実 2. 地域医療体制の整備 3. 地域福祉を担う人たちの活動支援	基6●「地域子育てネット0～6会議」や「子育てネット0～6訪問」事業を継続して、引き続き子育て家庭を地域で支援します。 基6●「第2次四日市市地域福祉計画」に基づき、「福祉教育大学」を開催する市社会福祉協議会と連携して、地域の福祉の担い手の育成を支援します。
	3. 子どもから高齢者まで元気で暮らせる健康づくり	1. 生涯を通じた健康づくりの促進 2. 食を通じた健康づくりの促進 3. 心の健康づくり支援体制の充実	基3●学校や地域社会で人権教育を進め、市民の人権問題解決への行動意識を高める取り組みを行います。 基3●人権教育指導者の資質向上と人材養成のための研修や、地域組織や指導者が活動しやすい環境の整備を進め、差別の解消に向けた取り組みができるよう努めます。
	4. 自分らしく暮らせるまちづくり	1. 人権教育・啓発推進プログラムに基づく取り組み 2. 就労・教育環境の整備 3. バリアフリーに向けたきめ細かい対応 4. 虐待・暴力の防止に向けた取り組み	基1●妊産婦、乳幼児連れの人などすべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公的建築物などにおいて、段差の解消などのバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化を推進します。 基5●疾病、心身障害、育児不安、虐待などの問題を早期に発見し対応するための健診及び適切な支援を推進します。また、保護者への支援が適切に行えるように医療、福祉、教育などとの連携の強化に努めます。 基7●子ども虐待防止とDV防止を目的としたネットワーク会議の一体的運用に取り組みます。
心豊かな「よっかいち人」を育むまち	<b>5 自ら学ぶ力と豊かな心を持ち、たくましく生きる子どもの育成</b> 1. 自ら学ぶ力と豊かな心を持ち、たくましく生きる子どもの育成	1. 段差のない保幼小中の一貫教育の推進 2. 途切れのない指導・支援 3. 四日市版コミュニティスクールの推進 4. 新たな教育課題に対応するための実践的研究 5. 教育環境の確保・充実	基7●「確かな学力」の向上と「健やかな心と体」の育成を図るため、中学校区で一貫性のある系統的な指導方法の工夫に取り組んでいきます。 基6●障害のある子どもの自立や社会参加に向けて、教育相談や特別支援教育の充実を図ります。 基7●いじめ、少年非行などの問題行動や不登校に対応するために相談体制の充実を図ります。 基7●学校・家庭・地域との連携の充実により、学校や地域の実状に応じた学校づくりに努めます。 基7●外国人の子どもへの教育支援体制の充実を図ります。
	2. 四日市ならではの文化の情報発信と活動の場づくり	1. 四日市ならではの文化の情報発信の戦略づくり 2. 文化活動の場づくり 3. 若者と地域の交流の場「若者文化ステーション」の展開	基8●様々な体験を通じて、豊かな心を育むよう、芸術・文化活動に触れ合える機会を提供できるよう努めます。 基7●家庭や地域の教育力を高め、家庭や地域住民との協働のもと青少年の自主性や社会性を育てる環境づくりを推進します。
	3. スポーツを通じた元気なまちづくりの推進	1. 市内外に情報発信できるような、スポーツイベントの実施及び誘致 2. 地域ニーズにあったスポーツの振興 3. 効率的・効果的な施設整備	基8●誰もが地域でスポーツに親しむことができるよう場や機会を充実します。
	4. コミュニティの維持・充実と生涯学習の推進	1. 自治会の維持・拡充と市民活動団体の育成 2. 多文化共生のまちづくり 3. 地区市民センターの充実と生涯学習機会の充実 4. 市民ニーズに合わせた図書館づくり	基3●市民が主体となって行う、地域・地区の特性に応じた、それぞれのまちの魅力を高めるような活動団体への支援に努めます。 基8●子どもが豊かな心を育むことができるよう、読書をはじめとする学習環境の充実を図ります。

### 3 基本目標別の行動目標の展開

#### (1) まちづくり

#### 基本目的1 楽しい子育てを支援する環境の整ったまち

#### 行動目標1-1 快適に暮らせる生活基盤が整う

##### 現状と課題

安心して子育てするためには、子どもを連れて気軽に外出できる安全で快適な生活環境を整備する必要があります。この基本目的では、公共的な施設を中心に、子どもや子育て家庭の暮らしに配慮した利用しやすい施設整備を進めています。

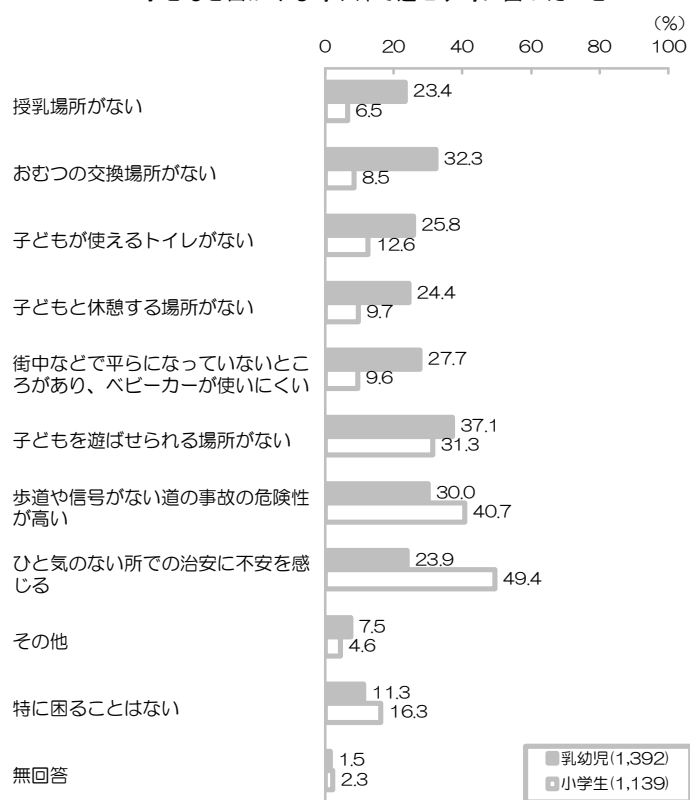
事業進捗からみると、市民一人当たりの公園面積については、当初の目標以上に整備されているほか、歩道のフラット化についても、一定の効果を挙げていると言えます。

しかし、アンケート調査結果をみると、子どもと出かける時や子どもが外で過ごすときに困ったこととして、「子どもを遊ばせる場所がない」「おむつの交換場所がない」「街中などで平らになっていないところがあり、ベビーカーが使いにくい」「子どもが使えるトイレがない」などの意見が乳幼児の保護者で多くなっています。

引き続き、子どもたちや妊婦、子育て家庭などが安全・安心に生活していくため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」により整備が義務づけられている大規模建築物だけでなく、多くの建築物についてユニバーサルデザイン化を促進し、市全体で、暮らしやすいまちづくりを進めていく必要があります。

また、アンケート調査結果から、「子どもを遊ばせる場所がない」「子どもと遊べる公園がない」という意見も多く、さらなる市民が安心して憩うことのできる公園、緑地の整備を継続していくことが必要です。

子どもと出かける時や外で過ごす時に困ったこと



資料：平成20年度子育てについてのアンケート調査

## 施策の方向性

○妊産婦、乳幼児連れの人などすべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公的建築物などにおいて、段差の解消などのバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化を推進します。

○市民に親しまれる公園の整備を進めます。

### 重点事業一覧

2事業

事業名	事業内容	指標	平成21年度		平成26年度目標	担当課	
			前期目標	実績			
任務：安全で快適な住環境の整備を進める							
1	建築物のユニバーサルデザイン化の促進	「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、より多くの人にとって、使いやすい建築物の数を増やす。	適合率 (%)	—	40	40	建築指導課
任務：市民に親しまれる公園、緑地を整備する							
2	公園緑地整備事業の推進	特色ある公園の創出	都市公園の供用面積 (ha)	増やす	304.73	前年度より増やす	市街地整備・公園課

### 関連事業一覧

1事業

事業名	事業内容	担当課	
任務：市民の移動を円滑にする道路整備を進める			
3	地域ニーズにあった生活道路の整備	道路改良（歩道整備を含む）及び舗装事業並びに道路環境整備を進める。	道路整備課





## (2) 安全・安心

### 基本目的2 安全で安心して生活できるまち

#### 行動目標2-1 市民が安全に日常生活を送れる

##### 現状と課題

子どもは成長とともに行動範囲が拡大することから、交通事故や犯罪に巻き込まれる危険性が高くなるといえます。また、近年、子ども自身が加害者となるなど犯罪が多様化・複雑化し、それに伴い子どもの日常生活も脅かされています。この基本目的では、市と市民などが協働して地域における事故や犯罪などの発生の防止ができるよう事業を実施しています。

事業進捗からみると、交通安全こどもフェスタやこども自転車教室の開催により、各小学校児童、中学校生徒が交通安全を意識し、積極的に参加している姿がうかがわれており、概ね期待した効果があがっています。また、地域での防犯活動団体における活動内容も充実してきており、交通事故・防犯対策が進んでいます。

しかし、アンケート調査結果をみると、子どもと出かける時や子どもが外で過ごすときに困ったことについて「歩道や信号がない道の事故の危険性が高い」「ひと気のない所での治安に不安を感じる」といった意見が多く、近年の子どもを取り巻く犯罪・事故がマスメディアだけでなく、身近にある危機としてとらえられていることがうかがえます。

今後も、子どもを事故・犯罪から守るため、引き続き、交通安全意識を高めていくとともに、地域住民やボランティアによる防犯パトロールなど、地域住民と一体となったきめ細やかな対応策が必要となります。

##### 施策の方向性

- 子どもを対象とした交通安全教室の実施や交通安全指導員の設置に努め、交通安全教育の推進を図るとともに、地域住民の交通安全意識の向上を図るための啓発活動を促進します。
- 子どもを犯罪から守るため、地域・学校・警察などの関係機関や団体との連携による防犯対策を進めます。

## 重点事業一覧

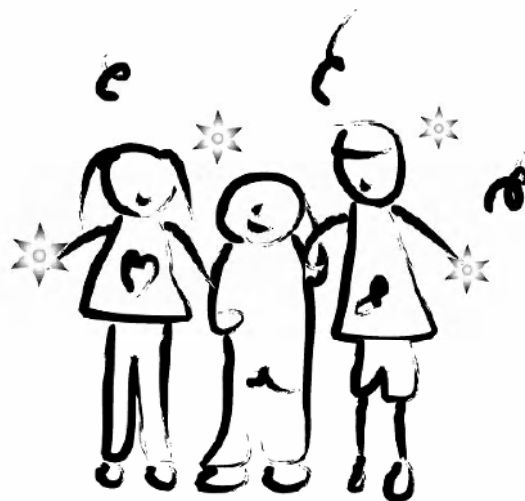
2 事業

事業名	事業内容	指標	平成 21 年度		平成 26 年度 目標	担当課	
			前期目標	実績			
任務：安心して暮らせるまちづくりを支援する							
4	交通安全施設の整備	交通安全施設設置に対する適切な対応	交通安全施設の補修件数 (件)	—	368	前年度件数からの減少	道路整備課
5	通学路交通安全施設整備事業	児童・生徒の登下校時の交通事故防止のため、学校、PTA、自治会など地元の要望に沿った、通学路の交通安全施設整備を推進する。	整備要望件数 (件)	—	801	前年度件数からの減少	教育施設課

## 関連事業一覧

7 事業

事業名	事業内容	担当課	
任務：交通安全の啓発と安心事業を実施する			
6	交通安全こどもフェスタの開催	交通安全に関する子どもの作品（ポスターなど）を発表する機会を提供するとともに、楽しく参加できる体験型交通安全イベントとして、年1回、市内大型店舗において開催する。	道路管理課
7	交通安全教室	安全な歩き方、自転車の乗り方を中心とした、野外における交通安全教室の出前教室。	道路管理課
8	防犯外灯設置・維持の補助	夜間における犯罪の発生を防止するため、自治会が管理する防犯灯の設置、修繕、または電気料に対し支援を行う。	市民生活課
9	防火教室	火災に対して、自分自身の安全を守る行動、技術を身につけさせるとともに、防火に対する知識の習得と意識の高揚を図る。	危機管理室 消防救急課
10	防災教室	大規模地震が発生した場合に、迅速かつ適切な行動が取れる能力を育むとともに、地震等の災害に対して、必要な知識や技能の習得を図る。	危機管理室 消防救急課
11	市民活動団体等が主体となった地域防犯活動の推進	自主的な公益活動を行う市民団体に対して支援を行う個性あるまちづくり事業（防犯柵）により、地域防犯体制を充実する。	市民生活課
12	人に優しい道路整備	循環性のある歩行空間を確保する。	道路整備課



### (3) 人権・協働

#### 基本目的3 子どもも大人も、みんな一人ひとりが光るまち

##### 行動目標3-1 一人ひとりの人権が尊重され、誰もが個性と能力を発揮できる

###### 現状と課題

市民すべてがあらゆる場面において、人権尊重の意識が（生活の中に）定着し、子どもの頃から自尊感情や自己肯定感、生命の尊さや大切さを体験的に学びながら人権感覚を育てることが重要です。この基本目的では、学校や地域社会で人権教育を進めるとともに、人権教育指導者の資質向上と人材養成のための研修など、市民の人権問題解決への行動意識を高めることを目的として事業を実施しています。

事業進捗からみると、特に、各地区人権・同和教育推進協議会のイベントや「人権フェスタ」については、目標を上回る規模で開催できていることもあり、概ね期待した効果をあげています。また、教職員に対する人権教育推進リーダーの育成など、人材養成のための研修も着実に効果があげています。

しかし、本市におけるこれまでの人権教育・啓発は、主に学校教育及び社会教育において行われてきており、指導方法や指導者の資質向上についての課題が指摘されています。また、教育・啓発の内容、手法が必ずしも児童・生徒や市民の興味や関心を引き起こすものになっていないことや特に社会教育においては、実施主体間相互の連携不足や活動があまり知られていないなどの問題などが指摘されています。

今後も引き続き、だれもが等しく尊重される社会を実現していくために、人権教育・啓発をこれまで以上に全市的に取り組むことが必要です。

###### 施策の方向性

- 学校や地域社会で人権教育を進め、市民の人権問題解決への行動意識を高める取り組みを行います。
- 人権教育指導者の資質向上と人材養成のための研修や、地域組織や指導者が活動しやすい環境の整備を進め、差別の解消に向けた取り組みができるよう努めます。

## 重点事業一覧

1 事業

事業名	事業内容	指標	平成 21 年度		平成 26 年度 目標	担当課	
			前期目標	実績			
任務：学校や地域社会で人権教育を進め、市民の人権問題解決への行動意識を高める							
13	学校人権教育リーダー育成研修会	小中学校の教員を対象に、講演と演習形式で「人権総合学習」「部落史学習」などをテーマとした研修会を年間 6 回実施する。	15 年度以降の対象人数累計 (人)	145	186	341	人権・同和教育課

## 関連事業一覧

6 事業

事業名	事業内容	担当課	
任務：学校や地域社会で人権教育を進め、市民の人権問題解決への行動意識を高める			
14	各地区人権・同和教育推進協議会のイベントなどの自主事業の開催支援	各地区の人権・同和教育推進協議会等が開催するイベント、学習会、研修会などへの教材や講師の紹介、指導助言、実施内容の相談、運営に関するリーダーの相談などに応じ、業務委託の充実を図る。	人権センター
15	「人権フェスタ」の開催	市民一人ひとりの人権意識を高めるため、人権を考える月間行事として、講演会やパネル展を開催する。	人権センター
16	人権・同和教育講座などの開催	人権学習センター（21 年度～人権センター）及び人権プラザが企画・運営して、人権・同和教育講座、講演会、学習会などを開催する。	人権センター（人権プラザ）
17	民間企業における人権意識の啓発支援	部落差別、障害者差別、外国人差別、女性差別など、あらゆる差別を無くすための企業の立場からの啓発活動を支援する。	商業観光課
18	子ども人権文化創造事業（キッズ・ホリデースクール、地域人権教育推進事業）	学校・家庭・地域が連携して、地域の子どもの交流促進や相互理解を図るため、休日などに文化・教養活動やスポーツ活動などを行ったり、平日を中心に人権学習や進路相談などを実施したりする。	人権・同和教育課
19	「児童の権利に関する条約」の宣伝普及	四日市の未来を担う子ども一人ひとりの権利を守り育むため、「子どもの権利条約」に関して、各種啓発事業を推進することにより、市民の認識を深め、子どもの権利擁護の推進を図る。	児童福祉課



## 行動目標3-2 市民主体でまちづくりが行われる

### 現状と課題

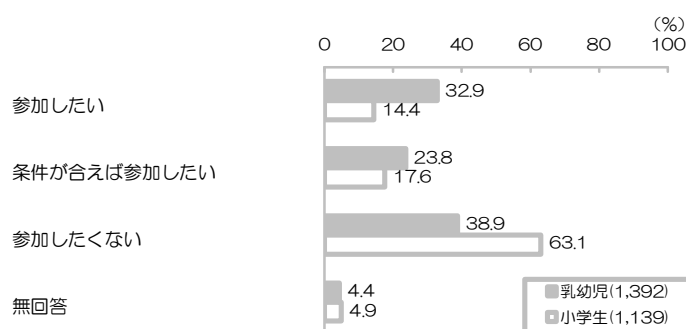
核家族化の進行や地域、近隣との関係の希薄化により、子育て家庭の孤立化が危惧されます。子育てを社会全体の問題として捉え、子どもが健やかに育つように地域住民がともに協力し合って子育て家庭を支えるうえで、地域社会への支援の充実が求められています。この基本目的では、地域における子育てサークル・グループなどへの活動や、市民が主体となって企画するまちづくり活動への支援を目的として事業を実施しています。

事業進捗からみると、子育て支援センターにおいて「子育てサークル・グループ」の設立支援を実施していますが、設立団体数は横ばい状況にあります。また、「まちづくり構想の提案及び構想策定中の地区」については、勉強会に参加する地区が増加しています。

アンケート調査結果によると、子育てサークル・グループへの参加意向は、前回調査に比べ、減少していますが、開催曜日や時間、活動内容など条件が合えば、参加したいという回答が得られており、子育てグループの運営の工夫次第で参加者数が増えてくることが考えられます。

今後は、地域における子育て支援のネットワークの構築を進めるとともに、保護者同士による交流の場の提供や、市民が主体の積極的な事業展開や支援を行っていきます。

子育てグループへの参加意向



資料：平成20年度子育てについてのアンケート調査

### 施策の方向性

○子育てサークルなどへの活動を支援し、孤立しがちな保護者同士の交流や子育ての助け合いを促進し、育児に対する孤立感から発生する育児不安の解消に努めます。

○市民が主体となっていく、地域・地区の特性に応じた、それぞれのまちの魅力を高めるような活動団体への支援に努めます。

## 重点事業一覧

1 事業

事業名	事業内容	指標	平成 21 年度		平成 26 年度 目標	担当課	
			前期目標	実績			
任務：市民とのコミュニケーションを図り、地域社会づくりを推進する							
20	子育てサークルなどの活動支援	子育てサークルやボランティアグループの情報提供を行う。また、橋北・塩浜両子育て支援センターにおいて、貸室を行い、活動の場を提供し、活動を支援する。	貸室回数 (回)	増加	7	20	児童福祉課

## 関連事業一覧

2 事業

事業名	事業内容	担当課	
任務：市民との適切な役割分担の基に、地域の特性を活かしたまちづくりを進める			
21	まちづくり活動支援	まちづくり推進団体への支援	都市計画課
22	すわ公園交流館での市民企画の支援	中心市街地の歴史的建造物や公園・周辺商店街を活用したこども中心のイベント・音楽などの市民企画を支援する。(18年度から指定管理者制度に移行)	商業観光課



## (4) 就労・雇用

### 基本目的4 子育てしながら働きやすいまち

#### 行動目標4-1 商工業が活発になり、働きやすい環境になる

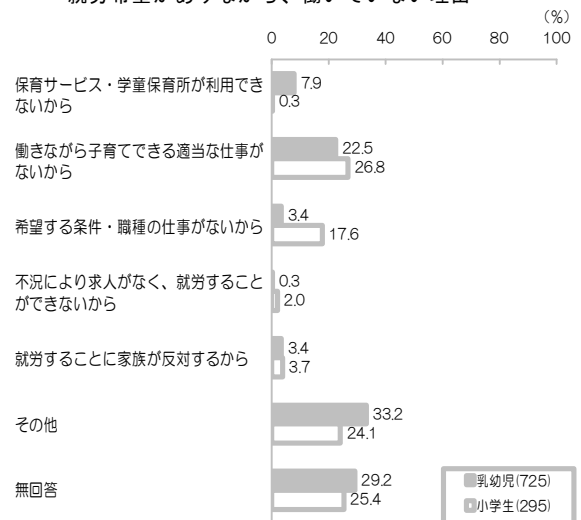
##### 現状と課題

育児休業などを取得しながら働き続ける女性は増加する傾向にありますが、出産や育児を理由として退職する方も依然として多くいます。このような退職者が離職後長年にわたって職業能力を維持することは難しく、また、企業はより実践的な職業能力を求めていることから、育児などのためにいったん退職した人が、一段落してから再就職することは難しいのが現状です。この基本目的では、企業に対する仕事と家庭の両立が実現できる社会となるよう働きかけるとともに、働きながら安心して子どもが預けられるような保育環境を確保していくことを目的として事業を実施しています。

事業進捗からみると、短時間労働や変則勤務などの就労環境の違いによる保護者の多様な保育ニーズに対し、延長保育事業、休日保育事業、特定保育事業、病児保育事業などを実施し、概ね効果があがっています。しかし、アンケート調査結果をみると、就労希望がありながら就労していない理由として「働きながら子育てできる適当な仕事がないから」という意見や、育児休業制度を利用した人が2割にとどまっているなどの現状があり、『仕事と家庭の調和の実現』には課題を残しています。

今後も、女性の就業率が年々伸びることが想定されることから、引き続き、仕事と家庭生活を両立できるよう、企業に対する環境整備や意識啓発などの働きかけを行うとともに、多様なニーズに対する子育て支援サービスをさらに充実していく必要があります。

就労希望がありながら、働いていない理由



資料：平成20年度子育てについてのアンケート調査

##### 施策の方向性

- 仕事と生活の調和の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を促進するための広報・啓発を行います。
- 多様な働き方に対する、延長保育、特定保育などの柔軟な子育て支援サービスを充実します。
- 父親がより積極的に子育てに参画できる社会を実現するため、各種研修事業等を積極的に展開するとともに、市民活動団体などと連携し、父親が子育てに参画する企画を充実します。

## 重点事業一覧

8事業

事業名	事業内容	指標	平成21年度		平成26年度 目標	担当課	
			前期目標	実績			
任務：民間事業者が積極的に投資できる環境が整う							
23	中小企業への子育て支援環境づくりの啓発	市内企業への情報提供	回数 (回)	6	3	6	商業観光課
24	保育所特定保育事業	保護者の就労形態の多様化に伴う保育需要の変化に対応するため、3歳未満児を対象に週に2、3日程度、もしくは午前か午後において必要に応じて柔軟に利用できるサービスを認可保育所において実施する。	施設数 (園)	7	10	16	児童福祉課
25	病児保育事業	病気療養中もしくは病気回復期にあつて、集団での保育が困難な就学前児童を、就業などによって家庭で保育できない保護者に代わって、医療機関に付設した施設で一時的に預かる。	施設数 (カ所)	2	1	2	児童福祉課
26	認可外保育施設への支援	認可保育所での保育の実施が困難な児童を受け入れている認可外保育施設に対して、運営経費の一部を助成することにより、市内の待機児童の解消を図る。	対象施設数	増加	5	10	児童福祉課
27	保育所延長保育事業	多様化する保護者の勤務時間や通勤時間などに対応するために、認可保育所において11時間の開所時間を超過して保育を実施する。	施設数 (園)	19	22	24	児童福祉課
28	保育所休日保育事業	日曜日・祝日に勤務する保護者の増加といった就労形態の多様化に伴い、多様な保育サービスの需要に応えるため、休日の保育を認可保育所において実施する。	施設数 (園)	4	1	4	児童福祉課
29	ワーク・ライフ・バランス推進事業	企業の総務・人事担当者を対象にワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)について、理解を深めるための講演会を行うとともに、企業経営者等を対象とした研修を実施する。	参加企業数 (社)	— (平成23年度からの新規事業)		80	男女共同参画課
30	父親の子育てマイスター制度	子育てに熱意のある男性を対象に、子育てに関する養成講座を実施し、修了者を「父親の子育てマイスター」に認定する。	受講者延べ人数 (人)	— (平成22年度からの新規事業)		140	児童福祉課

## 関連事業一覧

5事業(うち再掲2事業)

事業名	事業内容	担当課	
任務：民間事業者が積極的に投資できる環境が整う			
31	資格取得などの再就職支援	就職に有利な資格取得を通じ、子育て世代や中高年などの就職を支援する。	商業観光課
32	障害者雇用の充実促進	障害者雇用奨励金・トライアル奨励金の補助を通じ、市内企業の障害者雇用の促進を図る。	商業観光課
33	保育所の育児休業明け予約事業	育児休業明けの養育者の就労と子育ての両立支援を図るため、育児休業明けの保育の予約を可能とする。	児童福祉課
再掲	17、22		



## (5) 保健・医療

### 基本目的5 まわりの愛情に生まれ、親子が健やかに生活できるまち

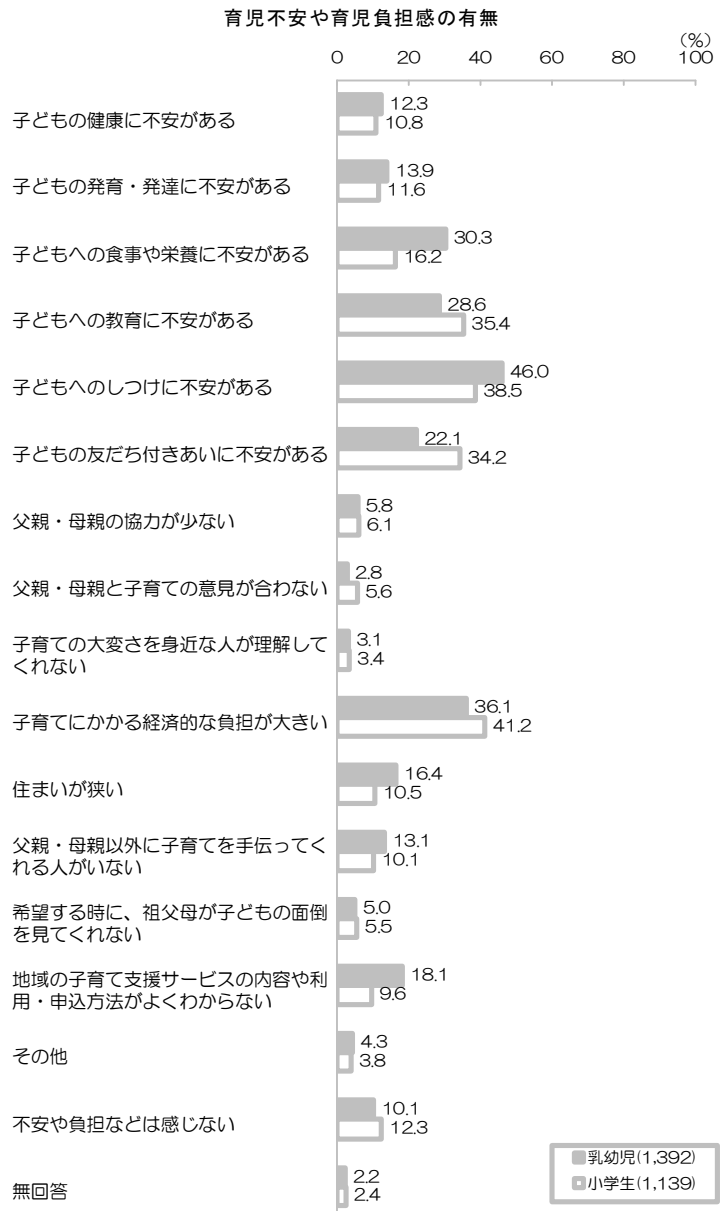
#### 行動目標5-1 妊娠から出産まで安心して快適に過ごし、いきいき子育てでき、子どもが心身ともに健やかに成長できる

##### 現状と課題

女性にとって妊娠・出産は、短期間での心身の大きな変化に加えて、出産後すぐに始まる「子育て」という責任を担うことなどから、不安や悩みを生じやすい時期でもあります。このため、安全で快適な出産に向けた健康管理への支援、妊娠・出産・育児に対する不安の軽減や、子育てについての知識・技術の習得や体験する機会の提供など、親になるための準備が重要となります。この基本目的では、妊婦及び乳幼児健診を通じて母子の健康の確保を支援するとともに、妊娠期から継続して、健康及び育児に対する相談支援を行い、妊娠・出産・育児に対する不安を軽減することを目的として事業を実施しています。

事業進捗からみると、こんにちは赤ちゃん事業を平成21年度から開始し、個々の家庭が抱える養育上の諸問題についての相談支援体制を拡充いたしました。また、妊婦一般健康診査については、平成20年度から21年度にかけて健診回数の拡充を図ったとともに、1歳6ヶ月児・3歳児健康診査など、概ね期待していた効果をあげています。

しかし、アンケート調査では依然として、育児不安や育児の負担として「子どもの健康に不安がある」「子どもの発育・発達に不安がある」と回答した人もあり、母子保健事業への市民への期待が



資料：平成20年度子育てについてのアンケート調査

うかがわれます。今後も引き続き、妊娠、出産期から子育て期へと継続的かつ総合的な支援体制の整備を図るため、健康や発達支援、子育て支援のための健診や相談、指導体制の充実を図り、母子の健康管理を推進することが必要です。

## 施策の方向性

○疾病、心身障害、育児不安、虐待などの問題を早期に発見し対応するための健診及び適切な支援を推進します。また、支援が適切に行えるように医療、福祉、教育などとの連携の強化に努めます。

## 重点事業一覧

4事業

事業名	事業内容	指標	平成 21 年度		平成 26 年度 目標	担当課	
			前期目標	実績			
任務：母性並びに乳幼児などの健康及び育児への支援に努める							
34	妊婦一般健康診査事業	安全な分娩と健康な子の出生のため、医療機関に委託して健康診査を実施し健康管理体制を確立する。	受診率（％）	前期 95.4 後期 91.0	93.0	92.5	健康づくり課
35	1歳6ヶ月児健康診査事業	疾病障害の早期発見・早期療育、日常生活指導を行うとともに親子関係・親子の心の状態の観察、相談を行い、虐待の未然防止・早期発見システムを構築する。	受診率（％）	96.0	95.2	97.5	健康づくり課
36	3歳児健康診査事業	疾病障害の早期発見・早期療育、日常生活指導を行うとともに親子関係・親子の心の状態の観察、相談を行い、虐待の未然防止・早期発見システムを構築する。	受診率（％）	90.0	92.9	93.0	健康づくり課
37	こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）	子育て支援の情報提供や養育環境の把握等をし、必要なサービスにつなげる事業。	諸問題を把握し、適切な支援に結びつけることができた率（％）	—	100.0	100.0	健康づくり課

関連事業一覧

18 事業

事業名		事業内容	担当課
任務：母性並びに乳幼児などの健康及び育児への支援に努める			
38	母子健康手帳の交付	妊娠初期から交付し、健康診査、相談・教室の受講状況などを記録することを通して、健康管理意識を高め、母性並びに乳幼児の健康の保持増進を図る。	健康づくり課
39	妊婦健康相談	喫煙・飲酒・SIDS予防を含めた妊娠中の生活指導及び相談を行うことにより、妊娠中を快適に過ごし、産後の育児不安の予防を図る。	健康づくり課
40	育児学級「パパママ教室」	妊娠・育児に関して模擬体験を交えた具体的な指導を行うことにより、母性父性の保護育成、育児支援を行う。	健康づくり課
41	妊婦歯科教室（デンタルマタニティースクール）	妊産婦の特異性や健康管理、胎児の歯の形成・乳幼児の歯や口腔内についての理解、歯口清掃などの指導を行う。	健康づくり課
42	電話相談（妊産婦）	妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な指導助言を行うとともに、経過観察者へのフォローを行う。	健康づくり課
43	訪問指導（妊産婦）	妊娠・出産・育児に関し訪問による相談に応じ、必要な指導助言を行うとともに、経過観察者へのフォローを行う。	健康づくり課
44	乳児一般健康診査（4ヶ月・10ヶ月児）事業	発育発達等異常を早期に発見し、適切な措置を行うため、医療機関に委託して健康診査を実施し、健康管理体制を確立する。	健康づくり課
45	乳幼児食教室	乳幼児期から大人の食生活への移行にあたっての指導を通じて、健康的な食生活のあり方を啓発する。	健康づくり課
46	育児相談	乳幼児の発育発達支援及び保護者などへの育児支援を目的に、育児・栄養・生活習慣などに関する相談・指導を行う。	健康づくり課
47	心理発達相談	乳幼児の心身の発達・保護者の育児不安などに対する継続指導を行い、必要なケースについては専門機関の紹介を行うことにより、乳幼児の健康増進、保護者への育児支援を図る。	健康づくり課
48	親子教室「ラッコ」「イルカ」	幼児の発達遅滞や保護者の育児不安が疑われるケースについて、定期的な集団指導を行うことにより、幼児の発達を促す適切なかわり方を保護者が学ぶ機会とするとともに、育児不安の解消を図る。	健康づくり課
49	電話相談（乳幼児等）	乳幼児の発育発達、育児に関する相談に応じ必要な指導助言を行うとともに、経過観察者へのフォローを行う。	健康づくり課
50	訪問指導（乳幼児等）	乳幼児の発育発達、育児に関し訪問による相談に応じ、必要な指導助言を行うとともに、経過観察者へのフォローを行う。	健康づくり課
51	乳幼児の事故予防対策	乳幼児の事故の大部分は予防可能なものであるから、母子保健事業時に事故予防方法について情報提供、指導を行う。	健康づくり課
52	幼児歯みがき教室（歯ハハの教室）	幼児期の虫歯予防に関して甘味制限の必要性や歯磨きの大切さ及び習慣づけとなるよう指導を行い、乳歯・永久歯の健全な育成、保持を図る。	健康づくり課
53	予防接種事業	感染症予防のために予防接種を行う。	健康づくり課
54	結核予防事業	結核予防のためにBCG接種を行う。	健康づくり課
55	子育て支援を地域全体で行うための関係機関とのネットワークづくり（地区などの依頼による育児相談・講話など）	保育園・幼稚園・子育て支援センター・児童館・民生委員などの関係機関と連携し、身近な育児の交流の場において、育児支援を行い、育児不安の解消及び虐待の未然防止を図る。	健康づくり課

## 行動目標 5-2 親子が安心して医療を受けられる

### 現状と課題

子どもの健やかな発育・発達を推進するためには、必要な時に診察を受けることができ、また相談できる小児医療体制を確立することが大切です。

本市では、休日や夜間でも安心して小児医療が受けられるよう関係機関との連携体制の確保に努めるとともに、病気の診断や治療のみならず、子どもの発育状態の確認や健康や子育ての相談、感染症の予防等、家庭や地域での幅広い活動の推進に努めています。

### 施策の方向性

○救急医療情報センターや医療ネットみえ、みえ子ども医療ダイヤルなどの周知・啓発に努めるとともに、小児医療にかかる休日・夜間の救急医療体制の充実に向けて、関係機関との連携確保に努めます。

重点事業一覧							1 事業
事業名	事業内容	指標	平成 21 年度		平成 26 年度 目標	担当課	
			前期目標	実績			
任務：休日・夜間に医療の提供をする							
56	小児医療体制の整備（休日・夜間）	休日・夜間の小児医療体制の確保にむけて関係機関との連携に努める。	日数・時間	365日・24時間	365日・24時間	365日・24時間	健康総務課



## (6) 自立支援

### 基本目的6 すべての家庭が自立することを応援するまち

#### 行動目標6-1 地域で福祉活動が活発に展開される

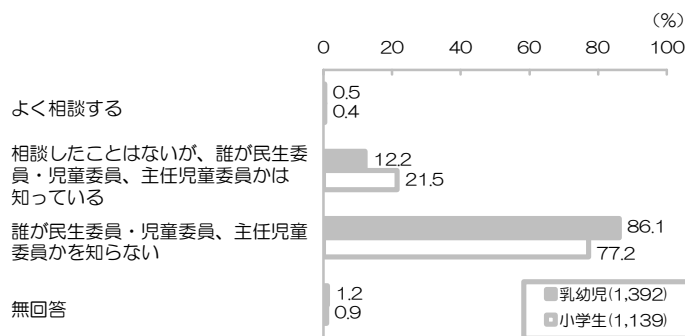
##### 現状と課題

子どもの人権や人間性を否定するような子どもへの虐待が大きな社会問題となっており、核家族化の伸展による子育てへの孤立感や不安感が原因として挙げられています。この基本目的では、子育て支援センターや保健センターなどによる公的サービスによる支援、ファミリーサポート事業など相互扶助による支援、民生委員・児童委員や主任児童委員をはじめ、地域の人々による共助の支援などにより、子育ての負担感の軽減、地域での見守りや相談機能の強化に取り組んできました。

事業進捗からみると、民生委員・児童委員や主任児童委員の活動において、各地区の関係者が要保護児童や気になる子どもの情報を共有するため「地域子育てネット0～6会議」を開催し、市も参画しています。また、民生委員・児童委員や主任児童委員が、子育て家庭を訪問し、各種子育てサービスの情報提供や、若い保護者の相談に応じる「子育てネット0～6訪問」活動を積極的に行っています。さらに、地元の有志による子育て支援の場を設けている地域もあります。アンケート調査結果では、子どもの年齢が低いほど、民生委員・児童委員や主任児童委員の認知度も低いという結果が出ていますが、初めて出産された方や市外から転入された方にとって、地域の情報が入手しにくい、入手する方法がわからないなどの理由によるものと考えられます。また、マンションなどセキュリティシステムが向上したことにより、訪問活動がしにくくなったという声もあります。

今後は、「地域子育てネット0～6会議」や「子育てネット0～6訪問」活動を継続して、引き続き子育て家庭を地域で支援するとともに、子育て家庭への情報提供について、市や市社会福祉協議会の広報紙、ホームページのほか、若い世代には電子媒体も活用することなどを検討する必要があります。併せて「第2次四日市市地域福祉計画」に基づき、市社会福祉協議会と連携しながら、「福祉教育大学」の開講等、地域福祉の担い手の育成に努めます。

民生委員・児童委員、主任児童委員の認知度



資料：平成20年度子育てについてのアンケート調査

## 施策の方向性

- 「地域子育てネット0～6会議」や「子育てネット0～6訪問」事業を継続して、引き続き子育て家庭を地域で支援します。
- 「第2次四日市市地域福祉計画」に基づき、市社会福祉協議会と連携しながら、「福祉教育大学」の開講等、地域福祉の担い手の育成に努めます。

## 重点事業一覧

1事業

事業名	事業内容	指標	平成21年度		平成26年度 目標	担当課	
			前期目標	実績			
任務：市社会福祉協議会、民生委員・児童委員などの団体の活動を支援し、地域住民や関係者の積極的な参加や相互協力のもとに地域福祉を充実させる							
57	民生委員・児童委員の活動支援	民生委員・児童委員の活動が円滑に行われるよう支援する。	民生委員・児童委員一人あたりの活動日数（一週間あたり）	—	3.1	3.1	福祉総務課



## 行動目標 6-2 市民が経済的支援を受け、自立した生活を送れる

### 現状と課題

平成 20 年 9 月以降の世界的な不況の影響により、わが国においても雇用情勢は一段と厳しくなっています。特に若年層や母子家庭においては、収入の伸び悩みや減少により、子育てにかかる経済的負担が増大していると認識しています。本市では、子育て家庭に対する各種手当の給付、医療費の助成を実施し、経済的基盤の弱い子育て家庭やひとり親家庭に対する支援を行いました。

事業進捗からみると、「乳幼児医療費助成」については、平成 19 年 9 月分から、本市独自に、対象年齢を 3 歳児以下から就学前まで拡大して実施してきました。「児童手当」は少子化の傾向が続く中、平成 20 年度実績で、初めて支給総額が 25 億円を超えました。また、平成 20 年度から「児童扶養手当」を 5 年以上受給しているなど一定の条件の世帯について、支給額を半額とする制度改正があったことを受け、「母子家庭就労支援員」を配置して、ハローワークと連携し、母子家庭の就労による自立の促進を図りました。

アンケート調査結果では、「子育てにかかる経済的な負担が大きい」と回答した人が乳幼児で 36.1%、小学生で 41.2%となっており、平成 16 年度に実施したアンケート同様、引き続き経済的支援を求める要望が強いことがわかりました。

今後の施策の方向性として、国の「子ども手当」制度の創設や、本市が検討している医療費助成の対象拡大など、子育て家庭への経済的支援が適切に行われるよう施策の充実に努めます。併せて、少子化の原因として「晩婚化」「非婚化」に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」が指摘されており、本市独自の適用範囲を設けて「不妊治療費助成」を実施しており、引き続き子どもを産み育てたいと望み不妊治療を行っている夫婦を支援します。

### 施策の方向性

- 各種手当の給付、医療助成など経済的基盤の安定に向けた支援や、各種助成を行い、子育て家庭の経済的な負担の軽減に努めていきます。
- ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図るために、ひとり親家庭に対する各種支援策の推進を図り、自立促進のための経済的支援や就労支援、相談事業の充実に取り組んでいきます。
- 子どもを産み育てたいと望み不妊治療を行っている夫婦に不妊治療費を助成して支援します。

## 重点事業一覧

2 事業

事業名	事業内容	指標	平成 21 年度		平成 26 年度 目標	担当課	
			前期目標	実績			
任務：福祉対象者に各種手当給付、福祉医療助成の事業を行うことにより、経済的基盤を安定させる							
58	乳幼児医療費助成	就学前の児童の医療費を助成することにより保護者の経済的負担の軽減を図る。	助成の対象	—	就学前の児童	拡大	福祉総務課
任務：母子家庭及び寡婦が安定した生活を確保する							
59	母子自立支援員による相談	ひとり親家庭及び寡婦の安定した生活を確保するため、母子自立支援員による相談を行う。	相談件数 (件)	1,500	1,353	1,800	児童福祉課

## 関連事業一覧

18 事業

事業名	事業内容	担当課	
任務：福祉対象者に各種手当給付、福祉医療助成の事業を行うことにより、経済的基盤を安定させる			
60	子ども手当の支給	子ども手当の支給により家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に役立てる。小学校修了前までの間の児童と生計を同じくしている父又は母や養育している者に支給する。	福祉総務課
61	児童扶養手当の支給	父と生計をともにできない児童が育成されている家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉を増進する。18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を扶養している母又は母にかわって児童を養育している者に支給する。	福祉総務課
62	障害児福祉手当等の支給	日常生活において、重度の障害のため常時介護を必要とする20歳未満の障害児の福祉の増進を図る。障害児本人に支給する。	福祉総務課
63	特別児童扶養手当の支給	身体や精神に障害を有する20歳未満の児童の福祉の増進を図る。障害児の父もしくは母、又は父母にかわって児童を養育している者に支給する。	福祉総務課
64	不妊治療医療費助成	不妊治療を行っている夫婦に対し、経費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り少子化対策に寄与する。	福祉総務課
65	障害者医療費助成	身体障害者手帳1, 2, 3級またはIQ70以下の心身障害者の医療費及び精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者の通院費を助成することにより経済的負担の軽減を図る。	福祉総務課
66	一人親家庭等医療費助成	一人親家庭等の子及び父母に対して医療費を助成することにより経済的負担の軽減を図る。	福祉総務課
67	市重度障害手当の支給	重度の障害者(児)の福祉の増進に寄与するため、身体障害者手帳1, 2級又は療育手帳Aの該当者に支給する。	福祉総務課
68	助産施設利用者への支援	経済的な理由により、助産が必要な妊婦を委託する助産施設に入所させ、これに必要な費用を支弁することにより、子育て家庭への支援を行う。	児童福祉課
69	就学援助	経済的理由により就学困難な児童について学用品を供与するなどの就学奨励を行い、小学校における義務教育の円滑な実施に資する。	学校教育課
70	就園奨励	経済的理由により幼稚園の保育料の支払いが困難な保護者に対し市の定める基準に基づき保育料の減免を行なう。	学校教育課
71	私立幼稚園就園奨励費補助	幼稚園に通う世帯の保育料・入園料の負担軽減を目的に、所得の状況に応じて補助を行う。	教育総務課
72	私立幼稚園保育料補助	私立幼稚園に就園している3~5歳児の保護者に対し、保育料の一部を補助し、保育料負担の軽減を図る。	教育総務課
73	保育所保育料の軽減	子育てに伴う経済的な負担の軽減を図るため、保育所保育料を国の定める徴収基準額より低額に設定する。	児童福祉課
74	第3子保育料(保育園・幼稚園)の減免、補助	子育て世代が「子どもを産み、育てやすい」環境整備の一環として、第3子以降の保育料の無料化を拡大することで、子育て家庭を支援する。	児童福祉課 教育総務課 学校教育課
任務：母子家庭及び寡婦が安定した生活を確保する			
75	母子生活支援事業	生活に支援の必要な母子を母子生活支援施設に保護し、母子家庭の自立促進を図る。	児童福祉課
76	母子福祉センターの運営	母子家庭及び寡婦の経済的、精神的負担を軽減するとともに生活の安定と自立を図るため、母子福祉センターにおいて相談業務や講座の開設を行う。	児童福祉課
77	保育料の減免措置(母子減免)	母子家庭の経済的負担を軽減するとともに生活の安定と自立を図るため、保育料の減免を行う。	児童福祉課

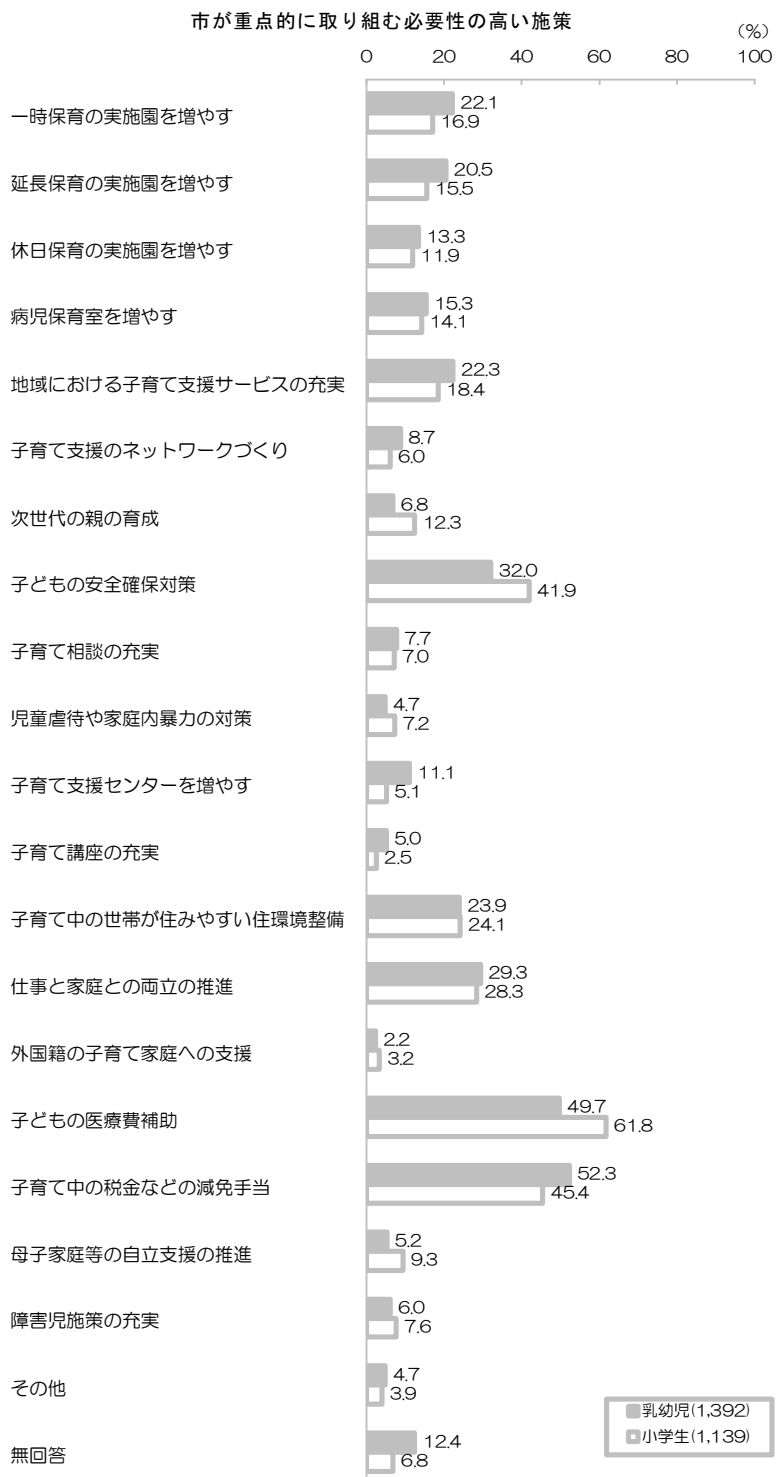


## 行動目標 6-3 障害のある人の自立と社会参加を促進する

### 現状と課題

障害や発達に課題のある子どもの自立や社会参加に向け、乳幼児期から社会人への移行期まで、一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した支援体制の充実が求められています。この基本目的では、特に支援を必要とする子ども、保護者、家庭に対して、在宅福祉サービスの充実や療育体制の整備などを行い、早期の自立と社会参加を促すことを目的として事業を実施しています。

事業進捗からみると、平成 18 年度に障害者自立支援法が施行され、障害のある子どもの自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を推進してきたことにより、サービスの利用が増加しています。また、第一線の療育機関である「あけぼの学園」をはじめ、保育園、幼稚園や三重県北勢健康増進センターにおいて、一人ひとりの子どもに適した療育・保育を行ってきました。しかし、障害の発見や障害受容の遅れなどにより、あけぼの学園への入園が遅くなり保育園・幼稚園での統合保育へスムーズに移行できない状況があります。また、アンケート結果をみると、それぞれの障害の種類や発達特性に応じたさらなる療育体制の充実や「あけぼの学園」を卒園した児童に対する療育の場の充実に望む意見がありました。



資料：平成 20 年度子育てについてのアンケート調査

今後も、障害のある子どもの自立と社会参加を促進させるため、障害のある子ども一人ひとりの特性を把握し、具体的な療育方法について個別の支援計画を確立し、就学前から就学期までを通じて、一貫して的確な切れ目のない支援に向け関係機関との連携強化に努め、療育・保育体制の整備強化を図る必要があります。

### 施策の方向性

- 障害の早期発見と早期療育に努め、豊かな発達と自立を支援するための場を充実します。
- 障害のある子どもを持つ家庭に対し、必要な経済的支援と相談事業を充実します。
- 障害のある子どもたちとその保護者に対する支援機能の充実・強化に向けて、知的障害児通園施設について、卒園児を含めた訓練機能の充実も視野に入れ、既存公共施設の活用など、効率的・効果的な整備を検討します。



## 重点事業一覧

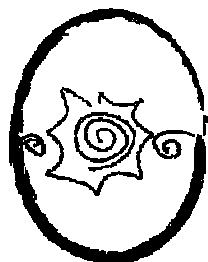
2事業

事業名	事業内容	指標	平成21年度		平成26年度目標	担当課	
			前期目標	実績			
任務：障害のある児童の療育、保護者の相談・援助を行う							
78	障害児・保護者訓練指導事業などの実施	健康増進センターやあけぼの学園にて、障害のある児童の言語及び理学などの訓練指導を行う。また療育のあり方について検討する。	年間訓練実施回数(回) 健康増進センター分を含む	言語 1,535 理学906 (作業含む)	心理525 言語 1,604 理学610 作業 1,210	心理600 言語 2,000 理学800 作業 1,200	あけぼの学園
79	障害児デイサービス事業への支援	障害児の日中活動・社会参加の場が増え、より身近な施設でサービスの提供が受けられるよう、介護保険の通所介護事業などで実施する。	実施施設数(カ所)	10	17	22	あけぼの学園 児童福祉課 障害福祉課

## 関連事業一覧

8事業(うち再掲1事業)

事業名	事業内容	担当課	
任務：障害のある人の自立と社会参加を促進する			
80	在宅支援サービスの充実	ホームヘルプサービス・ショートステイの利用により障害のある児童の自立と社会参加を促進する。	障害福祉課
81	日中一時支援事業の充実	障害者(児)の日中における活動の場と地域における活動の場を提供し、地域における自立生活及び社会参加を支援するとともに、家族の介護負担を軽減する。	障害福祉課
	再掲	32	
任務：障害のある児童の療育、保護者の相談・援助を行う			
82	あけぼの学園における療育	障害のある乳幼児の保育園・幼稚園での統合保育に向けて前段階の保育・療育を行う。	あけぼの学園
83	おもちゃ図書館の運営	おもちゃを通して、障害のある児童の情緒や身体機能の発達を促すとともに、健常児との交流を図る。	児童福祉課
84	特別支援保育の充実	保育園へあけぼの学園の専門職員を派遣することにより、各園における園児の発達支援を行うとともに、保育士の資質向上を図る。また、ボランティア団体が実施する障害児訓練事業に対して助成する。	児童福祉課
85	保育料の減免措置	あけぼの学園療育部在籍児でかつ保育園に入所している児童の保育料を軽減する。	児童福祉課
86	YESnet(四日市早期支援ネットワーク)の充実	統合失調症など精神病の子どもの早期発見・早期支援のために、教育委員会、保健所、医療機関がネットワークを図る。	保健予防課 教育支援課 指導課 学校教育課



## (7) 教育環境・児童福祉

### 基本目的7 新しい時代をたくましく切り拓いていく子どもを 地域全体で育てるまち

#### 行動目標7-1 児童・生徒が社会人となるための基礎が培われる

##### 現状と課題

子どもが将来、心身ともにたくましく生きる力を身につけるためには、確かな学力の育成に向けた教育環境の充実と、健やかな成長を支援するための指導体制の整備が重要です。この基本目的では、次世代の担い手である児童・生徒が、自立した社会人となるための基礎が培われるよう、学校教育の充実を進め、教育環境の向上を図ることを目的として事業を実施しています。

教育環境の向上について、事業進捗からみると、特色ある学校づくりを推進するため、全小中学校が学校づくりビジョンを作成し、着実に学校運営の改善を図ってきており、今後も継続して事業を推進していくことが必要です。

小中学校教育の充実について、事業進捗からみると、小中学校で、少人数授業が実施され、児童・生徒の基礎学力の定着・向上に概ね期待した効果があがっています。また、特別な教育的支援が必要な子どもへの対応については、個別の教育支援計画の策定や、各園・学校での特別支援教育校内委員会の開催や、特別支援教育コーディネーターの配置が行われ、特別支援教育推進の体制が整ってきています。今後も、引き続き、学校教育の基本である基礎学力の定着・向上や個人に応じた教育活動などを展開していく必要があり、さらに、障害のある子どもにも配慮した教育環境の充実が必要です。

児童生徒への指導の充実について、事業進捗からみると、精神的なサポートが必要な子どもや問題行動のある子どもに対しては、全小中学校にスクールカウンセラーまたは心の教室相談員を配置し、児童・生徒が安心して相談できる環境づくりに効果をあげています。障害のある子どもの教育相談については、特別支援教育に係る指導業務と相談業務を一本化したことにより、市民の満足度も高くなっています。

また、本市においては外国人が多く在住しており、外国人の子どもへの日本語教育をはじめとする教育活動を支援するため、適応指導員の派遣を進め、概ね期待した効果があがっています。今後も、引き続き、家庭や関係機関などとの連携を図りながら、いじめ、不登校など児童・生徒の課題に対するカウンセリング、相談指導体制の充実とともに、障害のある子どもや発達障害など教育的支援が必要な子どもへの相談体制の充実に取り組んでいく必要があります。また、今後定住外国人の子どもも日本の社会へ適応するよう見通しをもった日本語教育などの教育支援体制の充実が必要です。

## 施策の方向性

- 学校・家庭・地域との連携の充実により、学校や地域の実状に応じた学校づくりに努めます。
- 「確かな学力」の向上と「健やかな心と体」の育成を図るため、中学校区で一貫性のある系統的な指導方法の工夫に取り組んでいきます。
- 障害のある子どもの自立や社会参加に向けて、教育相談や特別支援教育の充実を図ります。
- いじめ、少年非行などの問題行動や不登校に対応するために相談体制の充実を図ります。
- 外国人の子どもへの教育支援体制の充実を図ります。

## 重点事業一覧

8事業

事業名	事業内容	指標	平成 21 年度		平成 26 年度 目標	担当課	
			前期目標	実績			
<b>任務：人材の確保・活用、備品の整備・管理などを通して教育環境の向上を図るとともに、子どもたちのすこやかな成長と安全の確保に努める</b>							
87	学校づくり支援事業	校長から学校づくりビジョンのヒヤリングを行い、特色ある学校づくりを推進するために財政支援を行う。	学校評価関連項目が「概ね十分」以上（％）	—	92.4	95%以上	指導課
88	学校づくり協力者会議の充実	学校と保護者・地域住民等が互いに連携して信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や子どもたちの健全育成について協議を行う。	年間実施回数（回）	—	各幼稚園・小・中学校平均 2.86	各幼稚園・小・中学校 3回以上	指導課
89	四日市版コミュニティスクールの推進	保護者・地域住民が学校運営の改善や教育活動の充実に向けて主体的に参画・支援を行う「地域とともにつくる学校」の推進を図る。	指定校数（校）	5	3	17	指導課
<b>任務：各学校・園の教育課程の編成・実施、学習指導、生徒指導などの教育活動の指導・助言を行う</b>							
90	学びの一体化推進事業	幼・小・中学校園の一貫した教育として 11 年間を見通した中で、子どもたちの学習状況のつまりきを明らかにし授業改善を行いながら、確かな学力の向上と健やかな成長を図る。	学校教育活動の教科等の評価「おおむね十分」以上（％）	—	93.5	95%以上	指導課
91	特別支援教育の充実	特別な支援を要する子どもについて、一人一人の教育的ニーズを把握し、個別の教育支援計画を立てるなど、体制の確立を支援する。	通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒の個別の教育支援計画の作成割合（％）	30%以上	23	50%以上	教育支援課
92	障害のある子どもの教育相談支援事業（U-8 事業）	障害のある子どもや発達上の課題のある子どもとその保護者への教育相談をする。	教室に参加した子どもと保護者の組数（組）	—	82	200 組以上	教育支援課 児童福祉課 健康づくり課

93	教育相談の充実	スクールカウンセラー・心の相談員などの配置を小中学校で推進し、相談体制を確立する。	学校評価の関連項目が「十分」以上 (%)	—	24.2	50%以上	指導課
94	外国人幼児児童生徒教育充実事業	適応指導員を派遣し、外国人の子どもへの日本語教育をはじめとする教育活動を支援する。	外国人生徒の進学・就職の割合 (%)	—	85.0	90%以上	指導課

<b>関連事業一覧</b>	18 事業
---------------	-------

事業名	事業内容	担当課	
<b>任務：人材の確保・活用、備品の整備・管理などを通して教育環境の向上を図るとともに、子どもたちのすこやかな成長と安全の確保に努める</b>			
95	基礎学力・教育力ジャンプアップ事業	30人編成基準をあてはめた時、増加学級になる学年に非常勤講師を配置し、国語、算数、数学、英語を中心に少人数授業を行う。また、経験豊富な退職校長などを教育アドバイザーとして派遣し、経験の浅い講師等をはじめとした教職員の指導力向上に役立てている。	学校教育課
96	産業現場実習(高校生のインターンシップ)	就職前の職業体験を通じて社会人となるための意識づけを行う。	商業観光課
97	特別支援学級介助員、特別支援教育支援員の充実	特別支援学級の児童生徒が学校生活をする上で介助が必要な場合に、介助員を配置するとともに、通常の学級において発達障害等で支援を要する児童生徒に特別支援教育支援員を配置する。	学校教育課
98	図書の充実	児童生徒用の図書費予算の確保に努めるとともにデータベース化により円滑な図書の利用を図る。	学校教育課
99	学校図書館教育の推進	学校図書館の活性化のため、図書館司書の配置などを行い、子どもの読書活動を推進する。	指導課
100	学校評価の活用	全園・小中学校で学校評価を行うことにより、学校運営や教育活動の改善を行う。	指導課
101	学校保健衛生業務の充実	児童・生徒・園児の健康診断、小中学校、幼稚園における保健、健康教育の充実を図る。	学校教育課
<b>任務：各学校・園の教育課程の編成・実施、学習指導、生徒指導などの教育活動の指導・助言を行う</b>			
102	学校教育指導方針の具現化	各園・学校は、学校教育指導方針に基づいた教育活動を推進するとともに、そのための指導・助言を行う。	指導課 人権・同和教育課
103	道徳教育の充実	年間計画に基づき、各園・小中学校が計画的に取り組み、保護者などに授業公開を行うよう支援する。	指導課
104	進路指導の充実	職場体験学習などの充実を図るなど、キャリア教育を計画的に実施する。	指導課
105	自然教室事業	小学校5年、中学校1(2)年で少年自然の家などを利用して、自然とふれ合う機会を充実する。	指導課
106	情報教育の充実	ICT環境の整備やICT活用の充実及び学校ホームページ運営支援を行う。	教育支援課 指導課
107	小学校・幼稚園・保育園出張犬の接し方教室	保育園、幼稚園及び小学校低学年の児童を対象に、正しい犬との接し方を伝えることにより、児童への動物による危害を防ぎ、また、動物を愛護する心を育成する。	衛生指導課
<b>任務：安全で安心できる快適な学校施設づくりを推進する</b>			
108	校舎改築整備	老朽校舎の改築工事を計画的に行う。	教育施設課
109	大規模改修整備	大規模改修による整備を計画的に実施することにより、良好な学習環境の確保と施設の長寿命化を図る。	教育施設課
110	耐震補強整備	校舎及び体育館の耐震性能向上のための耐震化工事を行う。	教育施設課
111	バリアフリー化整備	障害のある児童・生徒がともに円滑な学校生活を送るための水平移動対策整備工事を行う。	教育施設課
112	給食室衛生管理強化整備	衛生管理強化のための改修工事を行う。	教育施設課

## 行動目標7-2 子どもが心身ともに健やかに育つ

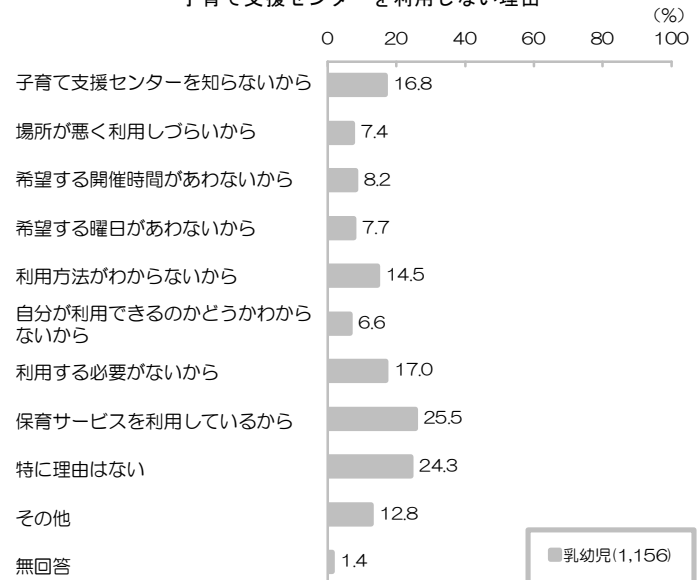
### 現状と課題

全国で認可保育園への入園を待つ待機児童は、平成21年4月現在、約25,000人で、前年同月と比べ、約5,800人増えたという発表が厚生労働省よりありました。子育てをめぐる社会的環境は、核家族化の進行や保護者の就労形態の変化により、保育サービスに対するニーズも多様化（増加）しています。本市では、民間の活力を中心とした認可保育所の整備、既存の認可保育所の定員の増加や入園児童数の弾力的運用により、待機児童の解消に努めていますが、出産後の母親が就労復帰する時期が早まっていること、パートに勤める家庭が増加していることなどから、低年齢児を中心とした保育ニーズが高まっており、年度当初から若干の待機児童が発生している状況です。引き続き、民間活力を中心とした施設整備を進めるとともに、認可外保育施設に対する支援や事業所内での保育所設置にかかる支援（財団等の補助メニューの情報提供や紹介など）を実施し、待機児童の解消に努めていきます。

また、核家族化の進行、地域社会の変化に伴い、身近に相談できる相手がいないなど、子育て家庭の孤立化が進み、子育ての負担感が増大しています。本市では、子育てに不安を感じている乳幼児の保護者が、いつでも気軽に利用し、交流し、育児相談ができ、子育て情報が入手できる場として、単独型子育て支援センターのほか、保育園、医療機関の併設型子育て支援センターの整備を進め、育児不安の解消に努めています。事業進捗からみると、事業計画を上回る整備を行ったことで、出生数が減少している状況においても、利用者数は増加しています。アンケート調査結果では、子育て支援センターの場所や利用方法がわからないなど、認知度が低い結果も出ています。今後としては、地域のバランスを考慮したうえで、子育て支援センターの整備を図るとともに、積極的な情報発信を行い、子育て家庭を支援していきます。

一方、近年大きな問題となっている児童虐待への対応では、地域、各行政機関や民間団体で組織する「四日市市子どもの虐待防止ネットワーク会議」（要保護児童対策地域協議会）により、早期発見、早期対策に取り組んでいます。ネットワーク会議の活動に「地域子育てネット0～6会議」を位置付け、より効果的な支援の充実を図っており、相談件数は増加傾向を示しています。ひとつひとつの事案については、最近の経済状況の急変や、家族観の変化、少子化の進行、離婚の増加、生活習慣や働き方の多様化、精神疾患の増加など社会情勢の変化とあいまって、ますます複雑なものとなっています。

子育て支援センターを利用しない理由



資料：平成20年度子育てについてのアンケート調査

このような状況を踏まえ、要保護児童（家庭）への支援について関係機関のより効率的な連携と取り組みが必要です。今後は、ネットワーク会議の機能強化を図るとともに、地域での子育てネットワーク活動を支援し、日頃からの子育て支援や要保護児童（家庭）への気づきや見守り活動を充実させることが必要です。

就労や社会参加を希望する女性が増加する中、就学期の子どもをもつ家庭における子育てと仕事の両立を支援する環境づくりをより一層進めるため、学童保育所をはじめ放課後等に子どもたちが安心して過ごすことができる場を確保する必要があります。

子どもの社会性や自主性を育てるためには、家庭や地域社会の教育力を高める必要があります。家庭においては、保護者がその役割を理解し、家族の絆を深め、協力しあいながら、子どもにとって心安らぐ家庭の中で身体の成長と共に心の成長を育むことが重要です。また、地域社会においては、異年齢の子ども同士で遊んだり、交流したりする機会が少なくなってきたことや、子どもを巻き込む犯罪や事件の増加など子どもを取り巻く社会環境の変化を捉え、地域住民自らその役割を理解し、「地域ぐるみで子どもを見守り育てる」環境づくりを進めることが必要です。

#### 施策の方向性

- すべての子育てをしている家庭への支援を行う観点から、子どもを持つ保護者が暮らしている地域において、子育てに対する不安や負担を軽減し安心して子育てできるための支援を行います。
- 就労状況やライフスタイルに応じた多様な保育サービス体制を充実します。
- 家庭や地域の教育力を高め、家庭や地域住民との協働のもと青少年の自主性や社会性を育てる環境づくりを推進します。
- 子どもの虐待防止とDV防止を目的にしたネットワーク会議の一体的運用に取り組みます。





重点事業一覧

13 事業

事業名	事業内容	指標	平成 21 年度		平成 26 年度 目標	担当課	
			前期目標	実績			
任務：子どもが健やかに育つ環境を整える							
113	保育の実施 (通常保育)	保護者の労働または疾病などにより、家庭において当該児童を保育することができないと認められる場合に保護者に代わって、認可保育所で保育を実施する。	認可保育所定員数 (人)	4,530	4,655	4,700	児童福祉課
114	保育所障害児保育事業	保育に欠ける心身に障害のある児童を認可保育所に入園させ、健常児とともに統合保育を行うことにより、障害のある子どもの成長発達の促進を図る。	拠点施設数 (園)	6	6	8	児童福祉課
115	児童の虐待防止対策	子どもの虐待の早期発見、早期対応、未然防止に向けて、関係機関が定期的に会議を開催するとともに、連携して「四日市子ども虐待防止ネットワーク事業」を実施する。	虐待が危惧される育児相談件数 (件)	170	137	減少 (100)	児童福祉課
116	家庭児童相談室相談事業	子どもの健やかな成長を願い、家庭児童相談室にて、電話や面接で子どもとその家庭に関するあらゆる相談に応じる。	家庭児童相談室の相談対応件数 (件)	2,500	9,180	10,000	児童福祉課
117	子育て支援センター事業	橋北子育て支援センターをはじめ、保育園や医療機関に設置する子育て支援センターで地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。	子育て支援センター事業箇所数 (カ所)	11	12	17	児童福祉課
118	ファミリー・サポート・センター事業	地域において、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織。	会員数 (人)	817	1,150	1,200	児童福祉課
119	学童保育所における児童保育の支援	保護者の就労などにより放課後に留守家庭となる児童の保育事業を行う地域の運営委員会に対して補助などの支援を行う。	学童保育所の実利用児童数/月 (人)	1,175	1,061	1,320	青少年育成指導室
120	食育の推進 (体験活動)	保育園・幼稚園と小・中学校、保健センターなどの関係機関、地区市民センターとの連携・協力のもと、食を通して地域社会の健康づくりや、食に対する意欲、関心、態度を育てる。	栽培・収穫体験活動の実施校・園数	—	保育園 25 幼小中 73	保育園 25 幼小中 111	児童福祉課 学校教育課 指導課
121	食育の推進 (地産地消)	学校給食向け食材を生産する農家組織を立ち上げ、地元農産物の利用拡大による地産地消を進めるとともに、給食を通じた生産者と児童の交流を図る。	小学校給食における地場産品導入率 (%)	—	—	35	農水振興課
任務：家庭や地域の教育力を高め、家族や地域住民が青少年の自主性及び社会性を育てる社会になる							
122	家庭教育に関する学習の場の提供	幼稚園・小学校・中学校の各PTAによる企画・実施で家庭教育講座の開催を行う。	家庭教育講座の年間のべ受講者数 (人)	現状維持	11,702	13,000	青少年育成指導室
123	子どもの生活リズムの向上の支援	「早ね早おき朝ごはん」市民運動の推進とともに、幼稚園・小学校・中学校及び家庭・地域において子どもの生活リズムの向上を図る。	就寝時刻を改善した児童数の割合 (%)	—	—	10	青少年育成指導室
124	「家庭の日」啓発事業	イベントや広報よっかいち等を通じて多くの市民に「家族の絆」・「家族のふれあい」を伝える啓発を行い、「家庭の日」(毎月第3日曜日)の定着を図る。	「家庭の日」啓発イベントの年間実施回数 (回)	—	7	12	青少年育成指導室

125	青年指導者の育成・支援	子ども会などで年少者を指導する青年を養成するジュニアリーダー養成講習会の開催を行う。	ジュニアリーダー養成講習会の実受講者数(人)	現状維持	41	50	青少年育成指導室
-----	-------------	--	------------------------	------	----	----	----------

**関連事業一覧** 59 事業(うち再掲 33 事業)

事業名	事業内容	担当課	
<b>任務：子どもが健やかに育つ環境を整える</b>			
126	保育所乳児保育事業	認可保育所において、年度途中の乳児の入所需要に対応し、安定的な乳児保育を実施する。	児童福祉課
127	保育所一時保育事業	一時的に保育に欠ける児童や、保護者の育児疲れや急病により緊急に保育を必要とする児童を認可保育所で保育し、児童及びその家庭の福祉の増進を図る。	児童福祉課
128	産休明け保育需要への対応強化	出産後の養育者の就労と子育ての両立支援を図るため、産休明け保育事業の充実を図る。	児童福祉課
129	保育所への通訳配置	外国籍園児の増加に伴い、認可保育所に通訳を配置することにより、園児及びその保護者とのコミュニケーションの円滑化を図るとともに、外国籍園児家庭を支援する。	児童福祉課
130	保育所への手話通訳派遣	手話通訳を必要とする認可保育所に対して通訳を派遣することにより、児童及びその保護者とのコミュニケーションの円滑化を図るとともに、当該家庭を支援する。	児童福祉課
131	保育所における自園調理の実施	衛生管理面、離乳食やアレルギー・体調不良児童の食事対応などを保障し、保育園児の食に対する興味を促進するため、認可保育所における自園調理の実施を維持する。	児童福祉課
132	保育所家庭支援推進保育事業	日常生活における基本的な習慣や態度の涵養について、家庭環境など保育を行ううえで特に配慮が必要とされる児童の保育を認可保育所において実施する。	児童福祉課
133	保育所充足率の緩和(待機児童対策)	待機児童の解消に向けた認可保育所の受け入れ体制(施設数・定員数など)を整備する。	児童福祉課
134	保育所の整備(建替え)	老朽化した公立保育園を必要に応じて順次改築・建替える。	児童福祉課
135	私立幼稚園運営費補助	私立幼稚園の運営費に対し補助を行い、幼稚園教育の振興を図る。	教育総務課
136	私立幼稚園教員研修費補助	私立幼稚園の教員の研修に要する費用を補助し、教員の資質向上を図る。	教育総務課
137	保育所地域活動事業	公私立保育園でのあそぼう会を実施するなど、楽しんで子育てできるように相談や情報提供を行うほか、遊びの場や保護者同士の交流の場の提供を行う。	児童福祉課
138	幼稚園での子育て支援(あそび会)	幼稚園が主体となり、未就園児と保護者との遊び場や保護者同士の交流の場を提供したり、保護者の相談を受けたりするなどの子育てを支援する。	指導課
139	子育て支援ショートステイ事業	保護者が一時的に養育が困難になったときに、児童養護施設・乳児院(エスペランス四日市)において、24時間体制で養育する。緊急保護が必要な母子については、母子生活支援施設(菜の花苑)において対応する。	児童福祉課
140	子育て支援情報の提供(ホームページ)	楽しんで子育てできるよう、ニーズに合わせ保護者が主体的に情報が選択できるような市のホームページにて子育て支援情報の提供を行う。	児童福祉課
141	乳児院・児童養護施設への支援	児童養護施設・乳児院(エスペランス四日市)について、専門的職員配置などに対する助成を行い、運営協議会を通して、子どもの処遇向上の促進、円滑な運営を確保する。	児童福祉課
142	児童館自主事業などの実施	児童館において、遊びを通じた仲間づくりを促進し、児童の健全育成を図る。	児童福祉課
143	移動児童館事業の実施	児童館のない地域に、児童館活動の出前を行い、遊びを通じた児童の健全育成を図る。	児童福祉課
144	遊びボランティア・バンク	児童向け行事への指導者の派遣要請など、多様なニーズに対応するため、ボランティア・バンク登録者との連携を図りながら、制度の維持・充実を図る。	児童福祉課
	再掲	20、22、24、25、26、30、33、78、79、83、84	
<b>任務：母性並びに乳幼児などの健康及び育児への支援に努める</b>			
	再掲	34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、54、55	
<b>任務：家庭や地域の教育力を高め、家族や地域住民が青少年の自主性及び社会性などを育てる社会になる</b>			
145	グループ体験活動の促進	市民による企画・実施で青少年の自主性・社会性などを育てるグループ体験活動講座の開催などを行う。	青少年育成指導室
146	地域青少年育成活動の促進	地域で子どもの育成活動を行う子ども会育成者等の支援、地域活動等を促進する青少年育成市民会議の支援などを行う。	青少年育成指導室
147	地域青少年育成環境づくりの促進	地域の子ども広場整備費の補助、「こどもをまもるいえ」設置の促進などを行う。	青少年育成指導室
148	少年自然の家事業の充実	施設の主催で、家庭・地域・学校の教育活動を補完する、野外活動を中心とした体験活動を青少年に提供する。	青少年育成指導室
149	補導員による補導・指導の実施	中央補導員や地区補導員による補導活動などを行う。	青少年育成指導室
150	青少年相談員による相談・指導の実施	青少年相談員による相談活動などを行う。	青少年育成指導室
151	子どもと若者の居場所づくりの実施	青少年の非行防止・立ち直りの支援として青少年の居場所の設置を行う。	青少年育成指導室

## (8) 文化・スポーツ

### 基本目的8 子どもが、豊かな心と健やかな体で、様々な体験をできるまち

#### 行動目標8-1 市民の芸術・文化活動が高まる

##### 現状と課題

子どもや青少年の時期は、人格を形成していく過程であり、人生の中で最も重要な時期であると言えます。この多感な時期に、優れた芸術・文化に接し、感動を得ることは、豊かな人間性や多様な感性を育み、健全な心の成長に大きな役割を担うため、この基本目的では、芸術・文化活動に触れ合える機会や学習の機会を拡大することを目的として事業を実施しています。

事業進捗からみると、展覧会などの取り組みにおいては、市立博物館における様々な文化的要求を満たした展示や投映番組、子ども博物館教室や子ども天文教室などを実施し、概ねの効果をあげてきました。しかし、アンケート調査結果をみると、博物館における子ども向け企画の充実が望まれており、さらなる内容の拡充が期待されています。また、子どもが芸術・文化に親しめる場の提供として、文化国際課では学校へのアウトリーチ事業を実施しており、希望する学校も多く、より事業の充実が望まれます。

今後も、様々な体験を通じて、豊かな心を育むよう、芸術・文化活動に触れ合える機会をさらに一層充実することが求められています。

##### 施策の方向性

○様々な体験を通じて、豊かな心を育むよう、芸術・文化活動に触れ合える機会を提供できるよう努めます。

## 重点事業一覧

3事業

事業名	事業内容	指標	平成 21 年度		平成 26 年度 目標	担当課	
			前期目標	実績			
任務：市民が芸術・文化活動を行えるようにする							
152	学校へのアウトリーチ事業	こどもが芸術・文化に親しめる場を提供する。	体験人数 (人)	220	7,470	8,000	文化国際課
任務：郷土の歴史や自然に対する知識や理解を深め、郷土を大切に作る心や科学する心を育み、よりよいまちづくりや未来を考える場を提供する							
153	プラネタリウム学習投映の実施	学校教育のカリキュラムに合わせた内容などにより、学校、園の団体投映を行う。	観覧校数 (校数)	200	210	210	博物館
154	学習支援展示の実施	学校教育のカリキュラムに合わせた内容などにより、体験型の展示を行う。	観覧校数 (校数)	100	167	150	博物館

## 関連事業一覧

6事業（うち再掲1事業）

事業名	事業内容	担当課	
任務：郷土の歴史や自然に対する知識や理解を深め、郷土を大切に作る心や科学する心を育み、よりよいまちづくりや未来を考える場を提供する			
155	展覧会の開催	地域の歴史や文化財、芸術に関する展示や、地域にとらわれない広い視野に立っての展示を行う。	博物館
156	プラネタリウム季節番組の投映	多彩な番組構成で幅広い層に対応した投映を行う。	博物館
157	子ども博物館教室・子ども科学教室の開催	子ども達の歴史や天文に対する興味を引き出す工夫を凝らした教室を行う。	博物館
158	移動天文車観望会の実施	市民や学校の要請に応じて出動し、天体観望会を行う。	博物館
159	学校連携授業の実施	学校で移動式のプラネタリウム機器による授業を行い、理科教育の普及推進に努める。	博物館
	再掲	22	



## 行動目標 8-2 市民が生涯を通じて学習、スポーツ活動に取り組める

### 現状と課題

近年、子どもの体力低下が深刻な問題となっています。子どもの遊び自体が、屋内で少人数によって行われるものが多くなってきており、集団の中で培われる社会性や社会規範が希薄化していることも指摘されています。この基本目的では、生涯を通じて関わられるような学習活動やスポーツ活動など誰もが地域でスポーツに親しむための環境整備や、豊かな心の育成とした読書活動の啓発及び推進を目的として事業を実施しています。

事業進捗からみると、スポーツ活動において「総合型地域スポーツクラブ」の設立を順次進めており、誰もが地域でスポーツに親しむ機会づくりができています。また、絵本の読み聞かせなどの児童向け講座については参加者数も増加しており、幼児期より絵本に親しみ、読書好きな児童を育てるため十分な効果をあげています。

今後も、市民のニーズを的確に捉え、魅力ある講座を開催していく必要があります。

### 施策の方向性

- 誰もが地域でスポーツに親しむことができるよう場や機会を充実します。
- 子どもが豊かな心を育むことができるよう、読書をはじめとする学習環境の充実を図ります。



## 重点事業一覧

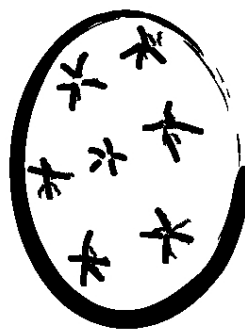
2事業

事業名	事業内容	指標	平成 21 年度		平成 26 年度 目標	担当課	
			前期目標	実績			
任務：市民が体力や年齢、目的に応じてスポーツに親しむことができるようにする							
160	総合型地域スポーツクラブの設立	生涯に亘りスポーツに親しめるよう、概ね1中学校区に1クラブの設立を図る。	総合型地域スポーツクラブ設立箇所数累計（カ所）	6	4	10	スポーツ課
任務：子どもたちが本に親しみ、心を育む環境を整える							
161	図書館での児童向け講座などの充実	幼児期より絵本に親しみ、読書好きな児童を育てるため、絵本の読み聞かせなどを開催する。	児童向け講座などの年間開催件数（件）	17	24	23	図書館

## 関連事業一覧

6事業（うち再掲2事業）

事業名	事業内容	担当課	
任務：市民が体力や年齢、目的に応じてスポーツに親しむことができるようにする			
162	スポーツ教室の開催	各種教室を企画し、生涯スポーツの振興を図る。	スポーツ課
163	スポーツ少年団活動の促進	青少年の育成を図るとともにスポーツの普及に努める。	スポーツ課
任務：子どもたちが本に親しみ、心を育む環境を整える			
164	子ども読書活動推進事業	子どもの読書活動推進計画の進捗状況について意見を聴くため推進会議を実施する。	社会教育課
165	自動車文庫による全域サービスの充実	図書館から遠く離れている地域の方などのために、自動車文庫を巡回し、本を貸し出す。	図書館
	再掲	98、99	



## 4 ライフステージに合わせた施策展開

子どものライフステージ（乳幼児期、就学前期、学齢期、青少年期）に沿った各施策や事業を総合的、計画的に展開します。

重点事業：番号に網掛け、再掲事業：再掲欄に行動目標番号を記載

			乳幼児期 (胎内~2歳)	就学前期 (3~5歳)	学齢期 (6~11歳)	青少年期 (12歳~18歳)	備考欄 (対象年齢)
<b>行動目標 1-1 快適に暮らせる生活基盤が整う</b>							
建築指導課	1	建築物のユニバーサルデザイン化の促進					
市街地整備・公園課	2	公園緑地整備事業の推進					
道路整備課	3	地域ニーズにあった生活道路の整備					
<b>行動目標 2-1 市民が安全に日常生活を送れる</b>							
道路整備課	4	交通安全施設の整備					
教育施設課	5	通学路交通安全施設整備事業					
道路管理課	6	交通安全こどもフェスタの開催					
道路管理課	7	交通安全教室					
市民生活課	8	防犯外灯設置・維持の補助					
危機管理室 消防救急課	9	防火教室					
危機管理室 消防救急課	10	防災教室					
市民生活課	11	市民活動団体等が主体となった地域防犯活動の推進					
道路整備課	12	人に優しい道路整備					
<b>行動目標 3-1 一人ひとりの人権が尊重され、誰もが個性と能力を発揮できる</b>							
人権・同和教育課	13	学校人権教育リーダー育成研修会					
人権センター	14	各地区人権・同和教育推進協議会のイベントなどの自主事業の開催支援					
人権センター	15	「人権フェスタ」の開催					
人権センター (人権プラザ)	16	人権・同和教育講座などの開催					
商業観光課	17	民間企業における人権意識の啓発支援					親世代
人権・同和教育課	18	子ども人権文化創造事業（キッズ・ホリデースクール、地域人権教育推進事業）					
児童福祉課	19	「児童の権利に関する条約」の宣伝普及					
<b>行動目標 3-2 市民主体でまちづくりが行われる</b>							
児童福祉課	20	子育てサークルなどの活動支援					
都市計画課	21	まちづくり活動支援					
商業観光課	22	すわ公園交流館での市民企画の支援					
<b>行動目標 4-1 商工業が活発になり、働きやすい環境になる</b>							
商業観光課	23	中小企業への子育て支援環境づくりの啓発					親世代
児童福祉課	24	保育所特定保育事業					
児童福祉課	25	病後児保育事業					
児童福祉課	26	認可外保育施設への支援					
児童福祉課	27	保育所延長保育事業					
児童福祉課	28	保育所休日保育事業					
男女共同参画課	29	ワーク・ライフ・バランス推進事業					親世代
児童福祉課	30	父親の子育てマイスター制度					親世代
商業観光課	31	資格取得などの再就職支援					親世代

			乳幼児期 (胎内~2歳)	就学前期 (3~5歳)	学齢期 (6~11歳)	青少年期 (12歳~18歳)	備考欄 (対象年齢)
商業観光課	32	障害者雇用の充実促進					親世代
児童福祉課	33	保育所の育児休業明け予約事業					
<b>行動目標5-1 妊娠から出産まで安心して快適に過ごし、いきいき子育てでき、子どもが心身ともに健やかに成長できる</b>							
健康づくり課	34	妊婦一般健康診査事業					
健康づくり課	35	1歳6ヶ月児健康診査事業					
健康づくり課	36	3歳児健康診査事業					
健康づくり課	37	こんにちは赤ちゃん訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業)					
健康づくり課	38	母子健康手帳の交付					
健康づくり課	39	妊婦健康相談					
健康づくり課	40	育児学級「パパママ教室」					
健康づくり課	41	妊婦歯科教室 (デンタルマタニティースクール)					
健康づくり課	42	電話相談(妊産婦)					
健康づくり課	43	訪問指導(妊産婦)					
健康づくり課	44	乳児一般健康診査(4ヶ月・10ヶ月児) 事業					
健康づくり課	45	乳幼児食教室					
健康づくり課	46	育児相談					
健康づくり課	47	心理発達相談					
健康づくり課	48	親子教室「ラッコ」「イルカ」					
健康づくり課	49	電話相談(乳幼児等)					
健康づくり課	50	訪問指導(乳幼児等)					
健康づくり課	51	乳幼児の事故予防対策					
健康づくり課	52	幼児歯みがき教室(歯ハハの教室)					
健康づくり課	53	予防接種事業					
健康づくり課	54	結核予防事業					
健康づくり課	55	子育て支援を地域全体で行うための関係機関とのネットワークづくり(地区などの依頼による育児相談・講話など)					
<b>行動目標5-2 親子が安心して医療を受けられる</b>							
健康総務課	56	小児医療体制の整備(休日・夜間)					
<b>行動目標6-1 地域で福祉活動が活発に展開される</b>							
福祉総務課	57	民生委員・児童委員の活動支援					
<b>行動目標6-2 市民が経済的支援を受け、自立した生活を送れる</b>							
福祉総務課	58	乳幼児医療費助成					
児童福祉課	59	母子自立支援員による相談					母親
福祉総務課	60	子ども手当の支給					
福祉総務課	61	児童扶養手当の支給					
福祉総務課	62	障害児福祉手当等の支給					
福祉総務課	63	特別児童扶養手当の支給					
福祉総務課	64	不妊治療医療費助成					妊娠前
福祉総務課	65	障害者医療費助成					
福祉総務課	66	一人親家庭等医療費助成					
福祉総務課	67	市重度障害手当の支給					
児童福祉課	68	助産施設利用者への支援					おおむね 生後5~7日
学校教育課	69	就学援助					
学校教育課	70	就園奨励					
教育総務課	71	私立幼稚園就園奨励費補助					
教育総務課	72	私立幼稚園保育料補助					
児童福祉課	73	保育所保育料の軽減					
児童福祉課 教育総務課 学校教育課	74	第3子保育料(保育園・幼稚園)の減免、補助					
児童福祉課	75	母子生活支援事業					



			乳幼児期 (胎内~2歳)	就学前期 (3~5歳)	学齢期 (6~11歳)	青少年期 (12歳~18歳)	備考欄 (対象年齢)
児童福祉課	76	母子福祉センターの運営					母親
児童福祉課	77	保育料の減免措置(母子減免)					
<b>行動目標6-3 障害のある人の自立と社会参加を促進する</b>							
あけぼの学園	78	障害児・保護者訓練指導事業などの実施					
あけぼの学園 児童福祉課 障害福祉課	79	障害児デイサービス事業への支援					
障害福祉課	80	在宅支援サービスの充実					
障害福祉課	81	日中一時支援事業の充実					
あけぼの学園	82	あけぼの学園における療育					
児童福祉課	83	おもちゃ図書館の運営					
児童福祉課	84	特別支援保育の充実					
児童福祉課	85	保育料の減免措置					
保健予防課 教育支援課 指導課 学校教育課	86	YESnet(四日市早期支援ネットワーク)の充実					
<b>行動目標7-1 児童・生徒が社会人となるための基礎が培われる</b>							
指導課	87	学校づくり支援事業					
教育総務課	88	学校づくり協力者会議の充実					
教育総務課	89	四日市版コミュニティスクールの推進					
指導課	90	学びの一体化推進事業					
教育支援課	91	特別支援教育の充実					
教育支援課 児童福祉課 健康づくり課	92	障害のある子どもの教育相談支援事業(U-8事業)					
指導課	93	教育相談の充実					
指導課	94	外国人幼児児童生徒教育充実事業					
学校教育課	95	基礎学力・教育力ジャンプアップ事業					
商業観光課	96	産業現場実習(高校生のインターンシップ)					
学校教育課	97	特別支援学級介助員、特別支援教育支援員の充実					
学校教育課	98	図書の充実					
指導課	99	学校図書館教育の推進					
指導課	100	学校評価の活用					
学校教育課	101	学校保健衛生業務の充実					
指導課 人権・ 同和教育課	102	学校教育指導方針の具現化					
指導課	103	道德教育の充実					
指導課	104	進路指導の充実					
指導課	105	自然教室事業					小学5年生、 中学1年生、 中学2年生
教育支援課 指導課	106	情報教育の充実					
衛生指導課	107	小学校・幼稚園・保育園出張犬の接し方教室					学齢期は、 低学年
教育施設課	108	校舎改築整備					
教育施設課	109	大規模改修整備					
教育施設課	110	耐震補強整備					

			乳幼児期 (胎内~2歳)	就学前期 (3~5歳)	学齢期 (6~11歳)	青少年期 (12歳~18歳)	備考欄 (対象年齢)
教育施設課	111	バリアフリー化整備					
教育施設課	112	給食室衛生管理強化整備					
<b>行動目標 7-2 子どもが心身ともに健やかに育つ</b>							
児童福祉課	113	保育の実施（通常保育）					
児童福祉課	114	保育所障害児保育事業					
児童福祉課	115	児童の虐待防止対策					
児童福祉課	116	家庭児童相談室相談事業					
児童福祉課	117	子育て支援センター事業					
児童福祉課	118	ファミリー・サポート・センター事業					学齢期は、 低学年
青少年育成指導室	119	学童保育所における児童保育の支援					
児童福祉課 学校教育課 指導課	120	食育の推進（体験活動）					
農水振興課	121	食育の推進（地産地消）					
青少年育成指導室	122	家庭教育に関する学習の場の提供					
青少年育成指導室	123	子どもの生活リズムの向上の支援					
青少年育成指導室	124	「家庭の日」啓発事業					
青少年育成指導室	125	青年指導者の育成・支援					
児童福祉課	126	保育所乳児保育事業					
児童福祉課	127	保育所一時保育事業					
児童福祉課	128	産休明け保育需要への対応強化					
児童福祉課	129	保育所への通訳配置					
児童福祉課	130	保育所への手話通訳派遣					
児童福祉課	131	保育所における自園調理の実施					
児童福祉課	132	保育所家庭支援推進保育事業					
児童福祉課	133	保育所充足率の緩和（待機児童対策）					
児童福祉課	134	保育所の整備（建替え）					
教育総務課	135	私立幼稚園運営費補助					
教育総務課	136	私立幼稚園教員研修費補助					
児童福祉課	137	保育所地域活動事業					
指導課	138	幼稚園での子育て支援（あそび会）					
児童福祉課	139	子育て支援ショートステイ事業					
児童福祉課	140	子育て支援情報の提供（ホームページ）					
児童福祉課	141	乳児院・児童養護施設への支援					
児童福祉課	142	児童館自主事業などの実施					
児童福祉課	143	移動児童館事業の実施					
児童福祉課	144	遊びボランティア・バンク					
青少年育成指導室	145	グループ体験活動の促進					
青少年育成指導室	146	地域青少年育成活動の促進					
青少年育成指導室	147	地域青少年育成環境づくりの促進					
青少年育成指導室	148	少年自然の家事業の充実					
青少年育成指導室	149	補導員による補導・指導の実施					
青少年育成指導室	150	青少年相談員による相談・指導の実施					
青少年育成指導室	151	子どもと若者の居場所づくりの実施					

			乳幼児期 (胎内~2歳)	就学前期 (3~5歳)	学齢期 (6~11歳)	青少年期 (12歳~18歳)	備考欄 (対象年齢)
<b>行動目標 8-1 市民の芸術・文化活動が高まる</b>							
文化国際課	152	学校へのアウトリーチ事業					
博物館	153	プラネタリウム学習投映の実施					
博物館	154	学習支援展示の実施					
博物館	155	展覧会の開催					
博物館	156	プラネタリウム季節番組の投映					
博物館	157	子ども博物館教室・子ども科学教室の開催					
博物館	158	移動天文車観望会の実施					
博物館	159	学校連携授業の実施					
<b>行動目標 8-2 市民が生涯を通じて学習、スポーツ活動に取り組める</b>							
スポーツ課	160	総合型地域スポーツクラブの設立					
図書館	161	図書館での児童向け講座などの充実					
スポーツ課	162	スポーツ教室の開催					
スポーツ課	163	スポーツ少年団活動の促進					
社会教育課	164	子ども読書活動推進事業					
図書館	165	自動車文庫による全域サービスの充実					

